

林政審議会議事録

1 日時及び場所

平成22年2月25日（木曜日）13時30分～16時40分

農林水産省 本館4階 第2特別会議室

所在地：東京都千代田区霞が関1-2-1

2 出席者

・委員（敬称略）

浅野 房世、足本 裕子、倉沢 愛子、合原 眞知子、佐川 文教、櫻井 尚武、鮫島 正浩、

島田 俊光、島村 元明、沼田 早苗、前田 滋、恵 小百合、山根 恒弘、横山 彰

・幹事

・林野庁

3 議事

（1）平成22年度予算及び税制改正について（説明事項）

（2）林業労働力の確保の促進に関する基本方針の変更について（諮問・答申）

（3）気候変動枠組条約次期枠組み交渉の状況について（説明事項）

（4）小笠原諸島世界自然遺産の推薦について（説明事項）

（5）その他

・森林・林業再生プランについて（説明事項）

○佐藤林政課長 お待たせいたしました。林政審議会が始まる1時半になりました。

事務局からちょっと状況をご報告させていただきます。

実は、本日の朝、羽田空港付近の濃霧発生により航空便到着の遅れ等がございまして、この審議会の会場へのご到着が遅れるというご連絡をいただいております委員の方が4名いらっしゃいます。また、前田穰委員につきましては、本日ご欠席というご連絡をいただいております。

したがいまして、現時点では委員21名のうち9名の委員の方にご出席をいただいておりますが、定足数であります過半数を満たしていないという状況にございます。そこで、事務局より提案でございますが、今、会場に向かわれていらっしゃる委員の方々がおそろいになるまでの間、本日の議事次第にあります説明事項、具体的に申しますと議事次第の3の(2)以下の説明事項として予定をしておりました内容を先に事務局からご説明をさせていただきます。委員がおそろいになり定足数を満たして、本日の林政審議会が成立するという時点で、諮問・答申を予定しております「林業労働力の確保の促進に関する基本方針の変更」につきまして、諮問審議をお願いしたいというふうに存じますが、いかがでございでしょうか。

(「異義なし」の声あり)

○佐藤林政課長 それでは、会長、よろしく願いいたします。

○櫻井会長 それでは、どうも本日は皆様ご多忙のところご参集いただきましてまことにありがとうございます。

ただいま事務局から説明がございましたように、現時点では出席委員の定足数が満たしていないために、当審議会は成立しておりません。後ほど合原委員ほか3名の委員が出席する予定となっておりますから、今のお話のとおり、先に説明事項の平成22年度予算及び税制改正についてほか4つの事項につきまして説明をいただきまして、後ほど合原委員、島田委員、横山委員のご出席にて出席定数を満たしましたら、本日の当審議会は成立することになりますので、そこで「林業労働力の確保の促進に関する基本方針の変更」につきまして、諮問審議を行うということで進めたいと思います。皆さんご了承ありがとうございました。

それでは、最初に2月10日付で新たに1名の方が委員に任命されておりますのでご紹介いたします。佐川運送代表取締役社長の佐川委員でございます。

○佐川委員 よろしく願いします。

○櫻井会長 よろしく願いします。

本日は農林水産副大臣にご出席をいただく予定となっておりますが、急遽、国会対応のため

めにご欠席との連絡をいただいております。

それでは、初めに林野庁長官からご挨拶をお願いいたしたいと存じます。

よろしくをお願いいたします。

○島田林野庁長官 林野庁長官の島田でございます。

本日は、委員の皆様方には大変ご多用中にもかかわらず林政審議会にご出席を賜りまして、心から御礼を申し上げたいと思います。

今、会長のほうからもお話がございましたように、本日この審議会で副大臣から委員の皆さんにご挨拶を行う予定でございましたが、国会で今、予算委員会の分科会というのが執り行われておりまして、副大臣も急遽そちらのほうへ行かざるを得ないということで、本日は欠席させていただきます。やはり今の大臣も副大臣もこの林業関係に対して大変強い思い入れを持っていただいております。本日は大変残念なことではないかと思っておりますけれども、私、部下のあいさつでお許しをいただきたいと思っております。

きょうの議題の中にも説明事項として入れさせていただいておりますけれども、林野庁といたしまして、昨年12月に森林林業再生プランを作成させていただきました。この再生プランに基づきまして、これから森林の多面的機能を発揮させて、林業・木材産業が地域の資源創造型産業として再生するというようなことを目指していきたいというふうに思っております。10年後の目標として自給率50%を目指すという、そういう目標を掲げさせていただいております。今現在の自給率24%ということでございますので、相当高い目標を立てさせていただいているということになっております。

これに向けまして、これから路網の整備、また機械化といったような川上に対する、またその人材育成、そして川上対策に呼応する形で川下の木材利用の拡大というようなことに対して抜本的なその取り組みを行っていきたいというふうに思っております。

こうした再生プランの肉付けをしていくために、今5つの委員会を立ち上げさせていただきまして、検討をスタートさせていただいているところでございます。これから6月を目処にそちらの検討委員会は中間報告を取り纏めるというような段取りで議論をさせていただきたいと思っております。後ほど再生プランの部分についての中でまたご説明をさせていただきたいと思っております。

今このようなことで、林野庁を挙げて日本の森林・林業の再生に取り組もうと考えておりますけれども、こういう中で、林業労働者の問題というのは非常に大きな問題であると考えております。労働者の皆様の不安を解消し、働きがいを持って安心して林業に定着していただく

ということが大変重要な課題となっていると思っております。就業してから段階的かつ体系的なその人材育成と能力に応じた処遇の改善ということが重要であると考えています。

林業労働施策の基本方針の見直しに向けまして、委員の皆様からご議論をお願いしてまいりました。詳細につきましては後ほど事務局のほうから説明をさせますが、本日はこれまでの皆様からのご意見、ご議論を踏まえまして、林業労働力の確保の促進に関する基本方針の変更に当たっての答申をお願い申し上げたいと考えているところでございます。

森林林業・木材産業の改革、これについては政府の大きなテーマの一つとなっております。林野庁としてもこうした改革の先頭に立ちまして動いていきたいというふうに考えておりますので、委員の皆様方におかれましては、今後ともいろいろな面でご協力またご指導を賜りたいと考えております。

大変簡単ではございますけれども、私からのご挨拶とさせていただきます。

○櫻井会長 どうもありがとうございました。

では、これから座ってやらせていただきます。

本日の審議時間は、4時30分を目処に用意させていただいておりますが、時間の許す限りいろいろなご意見をいただきたいと思っております。

また、林政審議会は、政府の国の方針に対する農林水産大臣等の諮問機関として林政審議会があるわけでございますから、それに対していろいろな広い見地から注文をつけていただき、皆様のご意見をいただければいいかというふうに思っておりますので、本日もよろしくお願いたしたいと思っております。

それでは、事務局の提案のとおり事項の2、「平成22年度予算及び税制改正について」説明をお願いいたします。

○佐藤林政課長 それでは、説明を申し上げます。

お手元にあります配付資料の右肩に2番とナンバリングをしてあります資料と4番とナンバリングをしてある資料をまとめてご説明申し上げます。

まず、資料2番の資料でございますが、平成22年度林野庁関係予算でございます。

来年度の林野関係予算におきましては、ただいま長官のほうからもご挨拶にありましたとおり、森林・林業再生に向けた取り組みの第一歩ということで、内容的には1つは作業道等の路網の整備と利用間伐の推進、さらに高性能林業機械の導入、それを通じた集約化施業の加速化、そういったものを通じた効率的な森林整備と間伐材の安定供給といったようなこと。

さらに、2番目に間伐材を初め国産材を活用していくということで、国産材住宅ですとかバ

イオマス利用ですとか、さらには新規事業の開拓といったところに力を注いでいくというのが2点目。

3点目に、需給の変化に対応しました木材産業構造の確立、さらには山村の再生ですとか地域の安心・安全の観点からの治山対策などに取り組む、そのための予算を確保しております。

表紙を1枚めくっていただきますと、概算決定額の概要という表がございます。林野庁関係では一般会計総額で2,873億、対前年度比で言いますと75.9%ですが、2,873億円を確保したところでございます。このうち一般公共事業費は1,870億、非公共事業費が904億ということで措置をしております。

主要な事業につきましては、もう2枚おめくりいただきまして、幾つか例示的に主要事業について資料づけさせていただいております。上の番号が46番の森林・林業・木材産業づくり交付金、これは森林の整備ですとか林業・木材産業のために必要なための施設整備について一体的に都道府県に支援をしていくというものでございまして、公共事業の予算として核になる予算でございまして。この森林・林業・木材産業づくり交付金を初めとして、間伐をする際に、あるいは集約化施業をする際に必ず必要になります森林情報の収集ですとか境界の明確化といったような活動に対する支援の交付金、47番の事業でございまして、これに所要71億円を充てるということにしております。

48番の山村活性化総合推進事業では、NPO法人を初めとして、地域の多様な主体が連携しながら森林資源を活用した新たな起業をして、山村地域の活性化を図ろうというものを支援するものでございまして、山村活性化総合推進事業というものを措置しております。

5ページ目になりますが、49番の森林の生物多様性保全総合対策事業ということで、本年度ご案内のとおり生物多様性条約のCOP10が10月に名古屋で開催されるのを契機といたしまして、そういうのを契機といたしまして生物多様性を保全するための対策を総合的に講じていく予算を確保いたしました。

また、50番の森林づくり国民運動でございまして、従来からやっておりますさまざまな森林づくりの活動を一まとめにして支援していくということも措置をいたしました。

51番目の事業といたしまして、集約化施業促進等経営支援対策ということで、施業集約化の加速化の観点から集約化施業に取り組む事業体の育成、それと不在村の森林所有者への働きかけの強化というようなことにも取り組んでいきたいと思っております。

さらに、1ページ飛ばしていただき、52番の緑の雇用総合対策事業、引き続き95億ほどの所要額を確保いたしまして、新規参入者に対する実地研修ですとか、あるいは参入されて中堅

層になりつつある方の能力向上対策を実施したいというふうに考えております。

また、53番目以降は川下対策といたしますか、需要面での対策といたしまして、木材産業の活性化総合対策ということで、木材関係企業の連携の促進ですとか、木材製品の品質・性能の向上に取り組むようなことを支援していきたいと思っておりますし、54番の国産材利用拡大総合対策事業では、住宅とか建築資材あるいは土木・建具といったような多様な分野での国産材利用の拡大に取り組みたいと思っております。

55番の木質バイオマス事業では、特に電力事業の火力発電所における石炭と木質バイオマスをまぜて使うような、そういったような大口需要者への供給体制をしっかりと確立していくということ及び公共施設や各家庭での木質バイオマスの需要拡大に取り組んでいきたいというふうに思っております。

68番目は公共事業でございます。森林整備事業・治山事業、特に森林整備事業につきましては路網を整備しながら集約化施業の加速化で利用間伐を進めていって、吸収源対策にしっかりとたえていきたいというふうに思っておりますし、治山事業につきましても、森林の保水ですとか山崩れ防止機能を発揮させるということを通じて国民の安心・安全を確保する。さらには、荒廃地の復旧といったような対策を着実に進めていきたいと思っております。

なお、一番最後の70番目の事業でございますが、これは従来、農業、林業、水産、それぞれでやっておりました公共事業の一部を自治体が農山漁村地域のニーズに合った計画を地域みずから策定いたしまして、農業関係、森林整備関係、水産関係、各分野における公共事業を地域のほうが自由に選択して、総合的に、かつ一体的に整備をしていく、その支援をしていく交付金ということで1,500億円を措置しております。

林業関係につきましても、路網の整備ですとか県有林の間伐ですとか予防治山といったものにつきましては、この農山漁村地域整備交付金で対応していくということにしております。

22年度の林野庁関係予算の概要は以上でございます。

続きまして、資料の4でございます。林野関係税制改正予定事項でございます。

平成22年度の税制改正予定事項につきましては、昨年12月22日に税制改正大綱が決定されて、お手元の資料に書いてありますようなことが認められたところでございます。

なお、資料の下にも書いてございますが、地球温暖化対策税、いわゆる環境税につきましては、税制改正大綱におきましては検討事項とされまして、平成23年度実施に向けた成案を得るべくさらに検討を進めることとするという整理になっております。

以上でございます。

○新井管理課長 続きまして、資料の3に基づきまして、国有林野事業特別会計予算についてご説明させていただきます。

資料の3の表でございますけれども、国有林野事業の歳入でございます。国有林野事業収入、いわゆる自己収入でございますけれども、22年度予算におきましては20年度の実績等を踏まえまして325億円程度を予定しているところでございます。次に、一般会計より受入でございますけれども、これは平成10年の改革特別措置法に基づきます一般会計からの繰り入れ及び森林整備事業等の公共事業費関係の所要額を計上しているところでございます。

それから、利子財源受入につきましては、これも改革特措法に基づきまして借入金の発生利子につきましては全額利子補給するという趣旨に従いまして計上しているところでございます。

地方公共団体負担金につきましては、県への負担金軽減という制度全体の方針に基づきまして、人件事務費については負担金対象額として積算をしたところでございます。

借入金につきましては、22年度に償還期限が参ります借入金を計上しているところでございます。

続きまして、裏の歳出でございますけれども、今申し上げました歳入に基づきまして、それに対する歳出経費を盛り込んでいるところでございます。

なお、借入金につきましては、全額借入金を借りかえるということを予定して計上しているところでございます。

簡単でございますが、以上でございます。

○櫻井会長 どうもありがとうございました。予算の話になると途端に大体がよくわからないということになります。これは最初にお話がありましたように、予算そのものが公共投資とともに相当減額されているというふうな数字がありますので、今のお話で聞いている限りですと、なるほど、そうか、いろいろやっているんだなというふうなことをわからせてもらったわけですが、ただ、やっていたはず、やりたかったはずのものができなかったというものも当然ここに入ってくるんだらうと思うんですが、そういったものも含めて皆様のいろいろなご意見、ご質問等を受けたいと思いますので、よろしく願いいたします。

どなたからでも結構でございますので、では、お願いいたします。

○島村委員 コメントするのは難しいですね。

○櫻井会長 これで平成22年度の林野庁予算概算が決定されているわけですから、こういったふうな形で22年度の作業を進めていくというふうなお話ですね。

○鮫島委員 これは説明ということなんですが、資料の2を見させていただくと、対前年比と

というのは相当にやっぱり下がっているなというような印象があるんですが、これは林野庁関係だけでなく全般的にこういうこのぐらい下がっているという理解でよろしいのでしょうか。

○島田林野庁長官 今、鮫島委員おっしゃられましたような、まさにそういうことです。全体でやはりかなり公共事業費自体については縮減を図っておりますので、そうした意味ではその全体の大きな流れに沿ったような形である意味再編成をさせていただいています。

ただし、先ほど一番最後ということで交付金の説明をしましたがけれども、新たな形で今までの公共事業費の中から農山漁村地域整備交付金という形で、今まで林野庁に計上していたものを農林水産全体でという形で、その全体規模の中の1,500億ございますけれども、そういう規模の中に今までの林野庁で計上していた分と言ったらあれなのかもしれませんが、そういう一部の予算が仕分けのほうで幾ら削られてここに入ってきていると。ですから、これはその農林水産の中でさらに自由な形で使えるようにというようなことでの予算のあれになっておりますので、全体の部分でいけば見目の対前年比の数字よりはここの交付金というものを考慮すれば若干高目というふうにして思っただけだと思います。

○鮫島委員 これは概算の中で、54番、55番というのは、これは相当増えているわけで、これはやはり25%削減とか50%の、その辺のほうへ出ているということでの理解ですね。

○島田林野庁長官 国産材利用拡大のところですね。木質バイオマス。

全部を削ったわけじゃなくて、やっぱりその生産のめり張りはつけさせていただいていますので、例えばここでは新規事業で木質バイオマス利用加速化事業だとか、こういう部分というのはこれからの施策の非常に中心になる部分でございますので、我々は、全体の予算を縮小をする中ではあるんですけれども、こういう部分にはやはり重点的に配分をしていくというようなことでその予算をとらせていただいています。

○櫻井会長 恵さん。

○恵委員 恵です。50%自給率を目指すという中で、今話題になった12ページの55番の電力事業等の大口事業者への供給体制の確立、これは供給体制は林政側で確立するのか、大口需要者は社会的な意味も含めて確立に参画して、費用も出して一緒に供給体制をとってくれるのかというのがいかがでしょうかというのが1つの質問と、あわせて、同じようなニュアンスですが、10ページの53の国産材供給利用量を27年度までに拡大していくという大きな政策目標があって、それぞれが詳細に現地を追ったロードマップというのがここ書かれていくのですねという大きな質問が1つです。

2つ目は、4ページにある48番の山村活性化総合推進事業で、NPO法人等々という多様な

主体の連携が入っておりますが、その真ん中辺の「主な内容」というところの1番に「社会的協働による」という表現がありますが、その表現をやはりどのように解釈をして今後政策展開がされていくのかを教えてください。

○櫻井会長 国産材利用の拡大に対するロードマップというのはどうなっているのかという話と、今の社会的協働に対してどのような考え方を持っているかと、そういうことですね。

○島田林野庁長官 ロードマップの部分については、先ほど10年後に森林林業再生プランの部分については、自給率50%に向かうということがございまして、これについても議論については今いろいろとその議論が進み始めてきているところなものですから、これはどういうふうな形でそこに向かっていくのかというようなことのロードマップはやっぱりつくっていかざるを得ないというふうにして思っています。

森林・林業再生プランとあわせて、私ども、森林・林業基本計画を1年前倒ししてその変更するようなことを考えていこうかなと今思っています。ですから、森林・林業基本計画の中にはやはり木材供給の需給の部分の見通しもございますので、そうした中でロードマップ的な部分のものについてもまた検討していきたいと思っておりますし、先ほどのおっしゃっておられたバイオマスの部分ですけれども、この部分については、供給体制の確立というのはある意味では山側からももちろんその確保をしなければならないんですけれども、供給だけしても受け入れ側がないとそれがつながらないんです。ですから、今2,000万立方山に寝ているということ自体は、やっぱりその価格が合わないということが非常に大きいものですから、ここの部分については、私どものほうはできるだけ低コストで山側から出していくという体制をつくって、そういう中で使ってもらう側にも価格的に合うような価格で買っていただくということを我々のほうとしてもこういう事業の中でも議論はさせていただいています。

この辺はまた、今の民主党のクリーンエネルギーの全量買い入れというような、そういう大きな施策もございますので、そうしたものとどういう形でリンクをしていくのとか、いろいろなそういう部分があるんだというふうに思っていますので、ここは我々だけつくれば済むということでは思っておりませんので、その使ってもらう側と一緒にこの部門を巻き込んで、新しい体制をつくっていければというふうにして考えています。

○櫻井会長 社会的協働は。

○矢部計画課長 社会的協働の意味でございますけれども、実はこの事業は山村の取り組みと都市部の企業とが一緒になって山村再生をしていこうと、こういう事業でございます。具体的には、山村側で森林バイオマスなどを使ってCO₂の排出削減をするといった取り組みをした

ときに、それを排出削減のクレジットとして認知して、企業側でそのクレジットを購入したい人、そういった方に買っていただく、こういったことを進める。それから、山村側で間伐などを一生懸命実施したときに、そこで吸収源としてカウントされるものをカーボンオフセットとしてのクレジットとして認定してもらう。そういったものに対して企業側でクレジットとして購入したいというのに対してはそれを販売していく。そういった企業側の資金を山村に導入していく、そういったことで山村側の活性化を図っていく、こういった仕組みを考えています。ただ、なかなかほおっておいてもそれは進まないで、そのポイントとしましては、山村再生支援センターという形の組織をつくりまして、これを仲介役として企業側と山村側を結んでいくための事業をこの社会的協働による山村再生対策構築事業で仕組んでいこうと、21年度からスタートさせた事業でございます。

○櫻井会長 各県に山村支援センターを今つくっているということでございますけれども、それを通じてまちの力を地域のほうに、地域の力をまちのほうにとかということを期待していきたいなというふうなことが実態化どんどんしていけばいいなというお話でございませうけれども、よろしいでしょうか。

○矢部計画課長 補足でございますが、山村再生支援センターは全国1カ所です。

○櫻井会長 1カ所でございますね。失礼しました。

○櫻井会長 ほかにございますでしょうか。それと本日の予定を話していませんでしたが、2時50分ぐらいに一度休憩を入れまして、その後また説明事項に対する質問等をいただき、遅れている委員がそろった時点で諮問に移りたいと思っております。

○鮫島委員 バイオマス利用拡大については、省庁の連携ですごく重要なんだと思うんですけども、その辺については予算的な手当てというか、そういうのはどういう形になるんでしょうか。要するに、連携したやつは動かなければいけないわけですね。

○島田林野庁長官 今日実は予算委員会の分科会に呼ばれていまして、午前中出席していただんですけども、それは経済産業省の関係の委員会だったんですが、ちょうどその中でバイオマスの利用の関係の質問がたまたま出ていました。木質バイオマスの活用というようなご質問で、大臣なり政務官がお答えになっていましたけれども、これからやはりそういう環境に配慮したエネルギーを使っていくということでは、経済産業省のほうもそういうようなことについては真剣に今検討しているというようなお話をされておまして、我々ともいろいろ議論はさせていただいています。

ですから、予算的には各省と連携でというような予算は、特にここの中では必要ないわけで

すので、計上はされていませんけれども、そうした意味では、先ほど申し上げましたように、電力のほうに使っていただくというふうになれば、その電力会社を所管しておられる経済産業省の皆さんたちとやっぱり十分な連携をとらないと当然進まないわけですので、そのところはいろいろな面で連携をとりたいと思っています。

この話はやはり住宅でも何でもみんな同じなんだと思うんですね。住宅に関して見れば国土交通省と連携をとらないと進まないわけですので、そういうような意味では、今、国土交通省さんといろいろな面で連携をとらせていただいていますので、この施策を進めていくに当たっては、各省庁との連携は十分に今まで以上にそうしたところの後押しもいただきながら、こういうことを実現していくような形にしていきたいということを取り組ませていただいています。

○鮫島委員 その場合、しかも省庁連携、何か協議会みたいなものを設置するというか、要するにやはりまず上流の側から今それが出てこない、一方で下流では電力会社絡みで大口ができてくるわけですね。そうすると、途端に資源の奪い合いになってしまうと。そうすると、その中でやはり木材というのは、そもそも材料で使うことがまずベースであるはずのところ非常に脅かされるんじゃないかと、非常にそれを心配をしている方々がいっぱいられるわけですね。

ですから、その辺をきちんと調整しながら全体として動くということが非常に重要なことなので、やはり何かその一つ大きなかけがないとまずいんじゃないかなというふうに私も思っている、ぜひご検討をいただきたいと思います。

○櫻井会長 事前にいろいろとやる状態は今来ていると思うので、省庁との連携はよろしくお願ひしたいと思います。佐川委員、どうぞ。

○佐川委員 間伐で今バイオマスのお話が出ましたけれども、それは国有林が最初にモデル的にやってみれば、かなりわかるのではないかなと思うんです。実際、出すのにはやっぱり路網が一番大事です。簡単に出せるようなメインの道路は鉄材を入れておかないと、そのバイオマスの材料を出すまでにはならないと思う。だから、国有林の中でモデル的にどこか何カ所かやって、どんなふうにしたらいいのかというようなモデル的なものをつくったらいいのかなと思います。

○櫻井会長 モデル路網ですね。

○島田林野庁長官 おっしゃるとおりだと思うんですね。僕はこういうことを進めるのは国有林の役割って大変大きいんじゃないかと実は個人的には思っています。いろいろなそういう交渉をするときに、多分こういう燃料だとかに使うというふうになると、その量が膨大な量を動かさないと、例えば電力会社の皆さんたちってやっぱり相手にならないんですね。ですから、

そういうふうになると民間の皆さんたちの部分だと、やはりなかなか本当に出せるのかなというふうになると交渉にならない。だから、そういうときの例えばセーフティーネットを国有林が構想を担ってあげるとか、やり方っていろいろあるんじゃないかと思っています。

だから、今、佐川委員がおっしゃったようなモデル的なもちろん路網を入れて低コスト化をすとかということでのモデルを提供するというところもあるんだと思いますし、そういう供給の部分で後ろ支えをすとか、そういうようなことも幾らも方法はあるんだと思っていますので、国有林野部長もここにもいますけれども、国有林のほうもきちんとそういう部分には組み込んで、一体になって木材需要の確保ということに取り組んでいくというような形に我々もさせていただきたいというふうに思っています。

○櫻井会長 よろしいですか。

○佐川委員 間伐、今、分収育林とか分収林とか、今うちの会社でも買い上げてやっているんですけど、そんなところを事業主体と一体的に作業を進めたら、効率的でそんなにお金をかけないでバイオマスの材料が出せるんじゃないかと思うんです。

○櫻井会長 そういったことも今後とも利用なり調べていただいて、参考にさせていただきたいと思えます。それでは足本委員。

○足本委員 新生産システムが発表されてから、各地の森林組合とかが、すごく指導力のあるところはいいんですけども、今までのものにも乗れなくて、もうどうしようどうしようと言っているような森林組合の人たちがすごい悲鳴を上げていて、例えば、間伐が今までは全部切り捨て間伐をやってくるのが精いっぱいだったと。それを急に利用間伐と言われたときに、今までは間伐の補助費ですか、あれが国と、県から何か補助率があって、それでやられているんだけど、毎年毎年減らされていて、今とにかくいっぱいいっばいだと。毎年人件費が1人が2人分ぐらいずつ減らされるような形で、いきなり利用間伐と言われてもどうしていいかわからないだとか、JAS工場もないような県で、よその県とも提携をとらなきゃやっていけないだろうというようなところが、ほかの県と、でもとにかくモデル事業としてどんどん大規模に効率よくやっていけるところは本当に新生産システムというのはいいと思うんですけども、そういう小さな、これからどうしようどういう方向に行くかというのはまだすごくもう全員というか、森林組合の方々の気持ちもまだ一般化できないようなところをどういうふうに救済していかれるのか。林野庁がその新生産システムに乗っていく大規模なのが日本で何カ所かもう決めていらっしゃるのか、それとも本当に津々浦々の森林組合まで救済しようという姿勢でいらっしゃるのかというのがちょっとわからないというか、どういう方針で行かれるのかと思うの

で、その辺りについて伺いたいと思います。

○櫻井会長 なかなか今のお話は難しいと思うんですけども、基本的には国が逐一救済するという話ではなくて、実際に必要な方が必要な組織をつくって進めていくんだらう。そのときにその仕事をやったほうが国民の経済的な、あるいは生活のためにプラスになるんだったら、プラス分の税金をいうのを出すのは国民は認めてくれるはずだから出せるんだらうと、多分そういう仕組みだと思うんですね。

できないところへこれからお金をいっぱい入れるんだというのは、多分、森林組のほうからは言いにくいだろうと思うのです。税金でするのはこんな状態ですから。実際にできる、やった結果がプラスになるならばいいですけども、やらないところにお金をどんどんつぎ込む話には基本的にはならないんだということを踏まえた上で、その森林組合を今度どう持つていくのか、あるいは現在切り捨て間伐でよかった、これに出した補助金が、切り捨て間伐では補助金が出せなくなるようなときにどう組合を動かすのかという、そういうふうな視点でもって、組み合わせで見てもらうとこれはよろしいんじゃないかと思います。

○足本委員 そうですね。

○安東経営課長 ただいまご指摘いただいたように、新生産システムのような大規模なことは、全国津々浦々でやれるのかどうなのかという問題はあると思いますが、まずそれがゴールかどうかは別にして、現状のような細々としたやり方ではなくて、施業集約化という形で団地化してロットをまとめていきましょう。これは全国すべての森林組合でやっていきましょうということでハツパをかけていまして、特に政権がかわってから、この間も10月の末にこの審議会の場で山田副大臣が来られて、全面的に切りかえるんだという話を多分されたかと思うんですけども、そういうことがだんだん森林組合でも浸透してきていまして、皆さん若干目の色が変わってきて動きつつありますので、そういったことを我々としてもプッシュしていくというのが1つですし、そのロットがなかなか森林組合単位でまとまらないところは、複数の森林組合あるいは県境を越えてこれは県段階の連合会が音頭をとって、連携してロットをまとめていきましょうというようなことも始めていますので、そういったとこをやりながらいろいろなところで少しでもロットをまとめて有利な立場で物事を進めていくというようなことをやっているとこです。

○櫻井会長 よろしいでしょうか。

○鮫島委員 今、林業再生プランの中で、フォレスターという制度をつくらうというのがありますよね。まさに何かその辺がやはりその動かないところにいるいろいろアドバイスしながら形を

つくっていく、何か中間になっていくのかなというふうに思ったんですけど、そういう理解でよろしいでしょうか。

○櫻井会長 恐らくそのことについてはこの後出てくると思うんですけども、今、少しお話しできますか。

○島田林野庁長官 フォレスターを本当にどうするかというのは、今、フォレスターの検討委員会において、その議論もしていただいているんですけども、やっぱりいろいろな見方があるんだろうと思うんですね。どんな形のフォレスターにするのかということによって、鮫島委員が言われたような部分のところの、どこまで面倒を見るような形になるのかということが変わってくるので、まさにドイツ型みたいな形にするのか、アメリカ型みたいな形にするのか、国の職員みたいな公の職員がそのフォレスターとしてそういう森林計画みたいなものの面倒を見るのか、その資格として与えてあげるのかとか、いろいろなことの可能性があったんです。ですから、そこは今の日本のこういうあり方の中で、鮫島委員も入っていただいているその基本政策の中で、森林計画制度だとかそういうことを踏まえて、本当に日本の森林をどういうふうにして計画的にこれからその制度をしていくのか、森林消費者がきちっとそういうところへ組み込んで技能ができるのかとかということを検討してまいりますので、私どもはそれとの組み合わせになるのではないかというふうに思っていますので、こんなイメージだというところの部分私どものほうからお話しさせていただくには、少し時間をいただければと思っています。

○櫻井会長 ありがとうございます。合原先生どうぞ。

○合原委員 遅れてすみませんでした。遅れてきてすぐに発言するのはなにかと思ったんですが、私はやっぱり基本的に現場で新生産システムに取り組んで、川上の分でいろいろやってみまして4年目になりまして、今何を考えているかという、基本的に政権が変わったときに私も期待したんですけども、単なるいい悪いの問題で中身が見えてこない。林業再生プランでも、中身って具体的にフォレスターだとかいろいろあるんですけど、対処療法というのは依然として変わらないと。しかし、大事なことだと思いますが、フォレスターをどうするかと言ったときに、抜本的に文科省とか教育システムそのものに組み込まれた形での再教育がないと、やはり農山村の存続だとか新しい時代の担い手としての林業の担い手は生まれてこないというふうに私は確信しております。

もう一つバイオマスについては、やはりバイオマスに取り組んでこうとしているところは、大企業だと思います。それを川上の微力な事業体だとかがシステムをそのまま受け入れたら、

もう山は資源としてめちゃくちゃになってしまいます。私はそういうふうに確信しております。そこを防ぐのが森林政策なので、やっぱり基本的にバイオマスのことを考えるときに、林野庁だけではなく経済産業省とか国交省ときちんと連携して、最初からバイオマスに取り組む。大企業は自分では顔を見せませんが、やはり一番大もとでお金を出しているところはそういうところなんですね。そうだとすれば、私ども川上は守るべき森林というものに対する政策的な姿勢をきちっとバイオマス利用側に出していかないと、きれいごとではこれは済まされない問題なので、ぜひともここは林野庁のほうには、国有林も一緒ですし、民有林も守るためにはバイオマス対策をただ人気があるから売れるからいいんじゃないかと、どのくらいで売ったらいいのか、どうしたらいいのかというのを早目に、それも買い手というか、電力会社なども一緒に入れてきちっとした検討をしていかないと、またまた森林は大変な目に遭うし、森林とともに生きている人たちは、やっぱりともに生きている林業ということはできなくなるんじゃないかという……。あえて言えば、今まで農山村というのは、やはり日本の高度成長のときに植民地的な取り扱いを受けているわけですから、それをきちんと対等な関係として資源を供給する側としての重点政策をぜひともお願いしたいと思います。

○櫻井会長 今のご意見は非常に大事なことだと思いますので、そういったことを踏まえて、前にもそういったことに対するご指摘があったと思うので、それを踏まえていろいろ着目し、これからも政策をつくっていく上でやってもらいたいと思うんですが、現在の時間での議論は、林野庁関係予算の概要についてのご質問、ご意見でございますので、そういった例えば今のお話からいきますと、それが出てきた場合に、およそ12ページの55番になると思いますが、木質バイオマス利用加速化事業ということで、林野庁は、来年度はこれを進めていきたいというふうな提案をして、これで現在はここは通ってきているわけございますが、これについてどの辺をどう変えるとよりいいのかと、そういうコメントをいただくと非常にありがたく思います。それをしないとただ言いつ放しになってしまうということになるので。

○合原 すみません。私はある程度具体的な面で、例えば林地残材を売却したりということは既に取り組んでおり、制度の費用がかかりますが検討しております。

なので、その場合に私どもロットが少ないところは、やはり中間業者の人たちが適当にずらずらという形で、それも2,000円から5,000円とか6,000円の差がある中で買い取りをされているわけですね。だから、私が申し上げたいのは、どの程度のバイオマスの利用が日本の国にとって資源として必要なのか、要るのか、目標はどこに置くのか、そのための循環型伐期にしましても50年伐期、何回の間伐がいいのか、切り捨てがだめだったら、最初から利用すると

したら、そこをどういうふうな量として確保していく、そしてバイオマスがもっと必要になって、チップも必要になるのであれば、後進地の実施の選定をバイオマス用の林地にするのかしないのか、それともスギ、ヒノキと今の対症療法の中で考えていくのかというの、それが本当に見えてこないんです、現場で過ごしながら。

ただ、今現場の目先の利益とか利害で皆さんどういうふうに言っていると。そういうことをやっていると、要するに企業なんていうのは戦略的に10年とか15年の戦略で自分のところの一つの開発を進めていますから、木質利用というのはこれからも出てくると思う。具体的にもそういうのはあります。そういうときに値段をどうするかというのは真剣に考えている企業もあるし、安ければ安いほうがいいというふうに考えている企業もある。

ところが、川上側はどこで値段を設定するのかというのは全然根拠がない。マーケットといっても小さな小さな国産材のマーケットにちょっと放置されている状態なんですね。だから、その枠組みをやはりきちっとしないことには非常に危険であるというふうに私は思っております。

○櫻井会長 ですから、現在そういうマーケットができていなくて、バイオマスが現実には日本の国で動き回っている状態でないときに、しかしあるかもしれないという世界ができる場合は、具体的なシナリオを幾つかつくって、今言われたようなこういう条件を設定して、こうなればああなる、こうならなかったらこうする、ああする、こうする、やっぱりだめだ、うまくいったというふうなものを今後考えていかなければいけない、そういう話なんですかね。

現実にはそういうことをやっている方が結構おるとは思うんですけども。

○鮫島委員 私も、今、合原委員の言われたことはそのとおりだと思うんですね。それで、日本でバイオマス利用って、すぐエネルギー利用って直結させて、あれはおかしいんですね。木質バイオマスの場合と、私はスウェーデンしか知らないですけど、スウェーデンの場合、木質バイオマス利用というと、出てきたものの半分あるいは60%ぐらいは建材です。そもそもやっぱり木というのは材料で使うというのが基本で、そこでビジネスをまず成立させるというものがなかったら、バイオマスエネルギーなんていうものは成立しないはずなんですね。政府の場合だと半分ぐらいが多分建材で、そこでもうビジネスを成立させておいて、さらにそこで使えないものは、例えばそれ以外はチップなんですね。それでさらにそこで残ったものが15%ぐらいがエネルギーなんです。

ですから、最初から全部取り出してそれを全部燃やすというのはナンセンスなんですね。そもそもその供給源である地元、山元をきっちり潤さなかったら、これは持続性なんて絶対あり

得ないと思うんですね。ですから、やっぱりそこをきちんと施策でやらないといけないことじゃないかなというふうに私も強く思っています。

○櫻井会長 ありがとうございます。

○島田林野庁長官 今の鮫島委員のお話は、まさに私どももそうだと思っています。

やはりいろいろなところから今そのご提言もいただいていますけれども、木材を使うのはまずマテリアル利用をして、それから最後の行き着く段階で燃やせばいいんじゃないかというご意見をたくさんいただいています。ですから、我々も多分そういうふうに使えるのが一番いいんじゃないかというふうに思っています、林地残材の活用も建材のチクゴウだとか、そういうボード会社の皆さんたちもおられるわけですし、いろいろな皆さんと林野庁もお話はさせていただいています。もちろんその製紙会社もいろいろな面でお話はさせていただいていますけれども、現実には例えばどこが動くのかというようなところの中で、2,000万立方メートルも山に捨てられているとかというものをどう対処するのかというときの一つの大きな可能性として燃やす部分があるのかな。それがすべてそういうふうなところで利用しないで、全部そこへ直結するのが本当にいいのかどうかという答え、それはよく考えさせていただくというふうに思っていますし、その他産業の部分のところ、皆さんともよくその部分については議論をさせていただきながら、日本の資源をどういうふうにして活用するのかということを考えていきたいというふうに思っております。

合原委員の先ほどおっしゃっていた山側が圧力を受けて、今度全部切られてあれになれば、需要者側の意のとおりになって、山側のほうに影響が出てくるというようなことは、大きな流れの中でいけばやっぱり避けなければならないと我々も思っています。きちっとした形で川上側の森林が管理されるということが、やっぱり大きな意味では大前提なんだと思っていますので、そこら辺の部分は先ほどもちょっとお話ししましたけれども、鮫島委員にも書いていただいている基本政策の検討委員会というのは、別にちょっと今議論をさせていただいていますので、そういうところの中でも大きな視点の一つとして議論をさせていただきたいと思っています。

また、そういう結果も踏まえながら、林政審議会にもそういう論点をまたお諮りさせていただくようなことにしたいというふうには思っておりますので。

○櫻井会長 この問題はまだまだあると思いますが、当初申し上げました現在の「林業労働力の確保の促進に関する基本方針の変更について」の諮問のところに、現在、委員が定足数を満たしましたので、諮問委員会のほうに移りたいと思います。

よろしいでしょうか。

この作業をさせていただきたいと思います。

それでは最初に、林業労働力の確保の促進に関する基本方針の変更につきまして諮問審議を行うことにいたします。

なお、諮問文についてはお手元に配付しておりますのでご確認願います。

それでは、農林水産大臣の諮問につきまして、林野庁長官から代読させていただきたいと思えます。よろしく願います。

○島田林野庁長官 林業労働力の確保の促進に関する基本方針の変更について。

林業労働力の確保の促進に関する法律第3条第4項の規定に基づき、林業労働力の確保の促進に関する基本方針を別添（案）のとおり変更することについて貴審議会の意見を求める。

林政審議会会長 櫻井尚武殿

平成22年2月25日

農林水産大臣 赤松広隆

よろしく願い申し上げます。

○櫻井会長 林野庁長官から今諮問文を受けました。それについて検討させていただきます。

それでは、「林業労働力の確保の促進に関する基本方針の変更」につきまして、事務局からのご説明をお願いいたします。

○安東経営課長 経営課長でございます。よろしく願いいたします。

座って説明させていただきます。

お手元の資料の右肩に1と打ってある資料を使って説明をさせていただきます。

中身は3点ございますけれども、資料が3つございますけど、一番下のパブリックコメントにおける意見及びそれに対する見解に従って、3つあると思うんですけれども、一番上に縦の1枚紙がついて、2ページ目から横表になっている資料があると思うんですが、1番という資料をとめてあったところですけど、外していただいて3つ目の資料なんですけど、よろしいですか。

それと、その上に、すみません。新旧対照表になっている表があるんですけど、それにもちよつと触れながら説明をさせていただきます。

それでは、まず資料の説明に入ります前に、これまでの経過を説明させていただきたいと思えます。

先般10月30日に林政審があった際に、基本方針変更の素案を説明させていただきました。それから、この基本方針は農林水産省と厚生労働省が両大臣名で出す方針ですので、厚生労働省

さんのほうでも11月26日に労働政策審議会を開いていただいて、そこで素案を説明いただいております。その両審議会で皆様からいただいた意見をもとに素案を修正させていただきまして、その修正後の案を両省の案として整理をいたして、1月25日に一度プレスリリースをさせていただいて、パブリックコメントにかけさせていただいたところです。パブリックコメントを2月10日に締め切りまして、意見が出た中から修正すべきところ、1カ所ですけれども、修正をさせていただいて、その結果を今日ご報告という形になります。

今後の予定なんですけれども、今日答申がいただければ、決裁を経て関係資料も含めて公表ということになります。これもまた農林水産省、この林政審議会の手続だけではなくて、厚生労働省さんのほうで労働政策審議会の手続も要りますので、そちらのほうは3月12日の予定と聞いておりますので、その厚生労働省さんのほうの審議会が終わってからの手続となります。

以上が手続の関係ですので、資料の説明をさせていただきます。

「パブリックコメントにおける意見及びそれに対する見解」という資料ですけれども、2番のところを見ていただきますと、今回パブリックコメントをさせていただいて来た意見が19件ございまして、約7割、14件が個人の方から、そのほか地方公共団体から1件、団体等から4件ということです。

その下に、意見項目別ということで、基本方針の項目別に整理をさせていただいておりますけれども、19件から来た意見を種類に分けてみますと36項目になるんですが、多くはその中に3番のところがございますが、事業主が一体的に行う雇用管理の改善及び事業の合理化を促進するための措置、まさにこの基本方針のコアになる事業主がどういう措置をとっていくべきかということに対する意見が15件ということで、4割を占めているというところです。

続いてその下の3番、意見の処理結果の概要ですけれども、意見を踏まえまして修文したのが1件、意見いただいた趣旨は基本方針に記されているというものが17項目ということ、それから、全部が全部基本方針に合致した指摘ではなかったのですが、趣旨の一部は基本方針と合致しているものとするのが8項目ということで、全体の7割以上が基本方針の趣旨に沿ったご意見、ご指摘でありました。

続きまして、めくっていただきまして、2ページ以下からが意見の概要と、それからそれに対する考え方、処理の方針でございます。36項目もありますので主なものをご紹介させていただきたいと思います。

まず、2ページ目、項目として1項目めの林業における経営及び雇用の動向に関する事項ということで、その整理番号1番を見ていただきますと、これは対比表のほうの左が基本方針の

案ということになっているんですけれども、そちらのほうで言えば、1ページの1番の(1)森林林業を取り巻く情勢とあるんですけど、そのパラグラフが3つ目から5つ目にかかるご意見なんですけど、ご意見の中身は、我々、基本方針の案に森林資源の充実ということを何カ所か書かせていただいているんですけれども、放置された山も多い中で、そういった放置された山というのは充実した資源とは言えないんじゃないですかというご指摘が1つです。

その点につきましては、その3パラの上の2パラのほうで、我々としてもすべてがきちんと整備されているとの認識では当然なくて、間伐等の森林整備・保全の着実な実施が必要であるということをご記述させていただいておりますので、同じ趣旨なのかなと思っております。

もう一つ1番には意見が含まれていまして、4パラ目のほうで、50年生以上の高齢級の森林という表現があるんですけれども、50年生たったからといって、木の成長過程からいうと全然高齢級ではないんじゃないですかというようなご指摘なんですけれども、林野庁の整理としては、高齢級という表現は生産の観点からの表現とさせていただいていまして、森林・林業基本計画の中でもそういう記述をさせていただいておりますので、そういう扱いとさせていただきたいという処理の考え方です。

次に、基本方針の2項目めなんですけれども、若干めくっていただいて4ページ、これは項目としては、林業労働力の確保の促進に関する基本的な方向に関するご意見なんですけれども、その7番、これは具体的に基本方針などどこがどうというご意見ではないんですが、意見として、状況が厳しい中で具体的政策にすぐ反映できるような基本方針とすべきではないかというご指摘です。これに対する考え方なんですけど、基本方針の新旧対照表の3ページのほうを見ていただくと、その3ページのところが林業労働力の確保の促進に関する基本的な方向が書いてあるところなんですけど、その2パラ目、「林業への定着には、」で始まる場所なんですけど、こういったところ、ここだけじゃなくほかにも何カ所か書かせていただいているんですけれども、林業労働者のキャリア形成を初めとした労働力規制方針が必要だというようなことを書かせていただいている、平成22年の予算にも、今まで緑の雇用ということで、就業後1年から3年目までの研修の支援をさせていただいていたわけなんですけど、新たに、これはちょっと22年の試行という形になりますけれども、中堅職員の方の技術向上、管理能力向上みたいなものの研修の支援ということも予算化させていただいておりますので、そういった意味で具体的施策に反映する方針になっているのかなというふうに考えてございます。

続いて、5ページ目をお開きください。今度は基本方針3項目めの、事業主が一体的に行う雇用管理の改善及び事業の合理化を促進するための措置という項目なんですけれども、その9番の

ご指摘です。これは基本方針の案で言えば、新旧対照表の3ページの3番、下のほうですけど、3番のほうは今申し上げた項目が始まる場所なんですけれども、その1パラ目の3行目ぐらいなんですけど、都道府県知事の認定を受けた事業主さんを中心にいろいろな取り組みを進めるといような趣旨のことがそこに書いてあるんですけれども、それに対するご指摘でございまして、認定事業者、認定事業主を中心の支援ではなくて、業界一体となった取り組みが必要なんじゃないですかというご指摘です。

それに対する我々の考え方ですけれども、認定事業主さんというのは県段階の支援センターが、一定の形式的な要件ということではなくて、意欲がある事業主に対して認定して一定の支援を行うという仕組みでございまして、そういう形で我々としては、そういった方と育てることによって業界全体の底上げを図っていくという考えでございまして、そういう表現をさせていただいているというところです。

それから、めくっていただきまして6ページ、12番でございます。これは新旧対照表といたしましては4ページの(イ)雇用関係の明確化、それから(エ)労働条件の改善の特に2パラ目なんかの表現に対するご指摘です。中身は、基本方針の案には社会労働保険の加入促進という記述をさせていただいているんですけれども、雇用に関する法律は守るのが当たり前であって、加入促進という表現では緩い、あるいはそういう法律を守っていないような事業体、あるいは社会労働保険に加入していないような事業体を認定するのはおかしいのではないかという趣旨のご指摘です。

それに対しまして、この案をつくった考え方なんですけれども、社会保険や労働保険は法人の方は入らなければいけないんですけれども、個人事業主は必ずしも入らなくていい方もいらっしゃるんで、そういう意味で加入促進という表現にさせていただいているところです。ただし、法律上必ずしも入らなくていいから、それでいいのかという問題ではなくて、社会労働保険に加入いただくということは非常に重要だということもございまして、ちょっと原案では一部労働保険の関係が落ちているところもありましたので、そういう意味でちょっと見直しをさせていただきまして、ちょっと戻っていただくんですけど、新旧対照表で言えば2ページ目の(3)2パラ目の3行目なんですけど、事業主が積極的に社会労働保険への加入促進に取り組むことが重要であると。ここはちょっと労働保険が抜けていたものですから、もともとの案は社会保険になっていたところを社会労働保険に直すという修文をさせていただいております。

それから、また再び意見のほうに戻っていただいて整理番号の13番です。新旧対照表で申し上げれば、4ページの(ウ)の雇用の安定化のところなんですけれども、常用化・月給化を進める

という表現がございます。これに対する指摘で、常用化とか月給化、特に月給化が必ずしもいいとは言いきれないと。どういう趣旨かというところまでははっきり書いていただいていないわけですが、月給化によるデメリットもあるというようなご指摘がありました。

我々としては、林業労働者の方々のアンケートを見ると、月給化に対する要望というのは非常に強いものですからこういう答申案にさせていただいていますが、月給化によるデメリットというのがどういうものがあるのかということも含めて、今後のまた検討材料にさせていただきたいなと思っています。

それから、めくっていただきまして7ページ、14番です。新旧対象の表のほうで申し上げれば4ページ目、先ほどのところの(エ)の労働条件の改善の3パラ目、「さらに、」というところですが、これは労災防止への対応の記述でございますが、これについて技術指導のばらつきとか不備があると、そういうところを正していかなければならないというご指摘です。

これに対してはご趣旨ごもっともでございますが、新旧対象の表のほうで言えば6ページの(ウ)の林業労働者のキャリア形成支援という項目があるんですけれども、その2パラ目、先ほどご紹介した22年度からの新規予算で対応することなんですけれども、現場管理責任者への教育訓練の中で、新規就業者への指導能力の向上、そういった方々の指導能力の向上を図るというようなことで、労災防止への対応みたいなものも図っていきたいという考えでございます。

それから、またご指摘のほうに戻っていただき、10ページあたりから今度最後にその全般に係るものというところですが、11ページの28番の御指摘は、支援センター、これは県段階で労働力確保の関係のいろいろな指導をしていただいているところですが、県段階の支援センターが今やっている仕事だけじゃなくて、流域団体での事業量調整だとか事業主の労働条件の点検などを強制力を持って指導できるような形にすべきではないかというようなご指摘ですが、それに対する考え方は、ご指摘いただいているような点は必ずしもその支援センター単独でやるようなことではなくて、流域森林・林業活性化センターですとか労働基準監督官との連携のもとでいろいろと対応していくべきことなのかな、それが今後の課題なのかなというふうに考えてございます。

それから、めくっていただき12ページ、33番のご指摘です。これは国からの事業発注について随意契約も考えてくれというようなご指摘ですが、これはちよっと国全体の方式として一般競争入札が原則ということになっていきますので、随契というのは非常に厳しいと思うのですが、現在、国有林のほうでは価格だけじゃなくて技術や創意工夫等も総合的に評価する

方式を導入しているというところです。

それから、その下の34番、これは、入札の対象に認定事業体を入れる場合に、ほかの県の認定事業体を排除しろというようなご意見ですけれども、全体として事業の合理化とか安定的な事業量の確保に頑張っていきたいと思いますということで、我々、方針を持っているわけですが、そういったことで仕事の範囲を限定するというようなやり方を制度的にやるというのはちょっと行き過ぎ、若干違うのかなということで考えてございます。

それから、最後13ページ目、35番でございます。35番のご指摘は、事業所経由ではなくて、ダイレクトに現場で働いている方々の現状なり意見なりを把握する作業が必要だというようなご指摘でして、それは我々としてもいろいろな機会をとらえて、こういうご指摘を受けたということはなかなかそれができていないということだと思いますので、今以上にそういうことに努力をしてみたいというふうに考えてございます。

以上、かいつまんでの説明となってしまうかもしれませんが、終わりとさせていただきます。

○櫻井会長 どうもありがとうございました。

既にいろいろと皆様からご意見をいただいたこの原案を整理いたしましたものをパブリックコメントに出しまして一般の方々のご意見をいただいたと。いただいた結果について、かいつまんだ形ではございますけど、今担当のほうからご説明がありましたように、整理して入れたものとして、「林業労働力の確保の促進に関する基本方針」の原案がつくられました。これについて最終的にどのように、こちらのほうから言うことがまだあるかどうか、そういったことのご意見をいただきたいと思います。

いろいろと広い中身が入っておりますけれども、どなたからでも結構でございますので、ご意見を聞ければと思います。

先ほどの話に出ました林業労働力確保支援センターもこの中で整理されたもので実際に扱われているものでございます。セイサものではございません。使われているものでございます。

一般の方々からはそれぞれの立場からいろいろなご意見が出ていると思うんですけれども、これを実際に今後の方針をつくっていく意味では、例えば必ずしも一部の方の具合のいいふうにはならないよというふうなこともやっぱり言わざるを得ないというふうなのがパブリックコメントの整理の中に出てきていると、そういうことです。

随意契約の話は、今は全般的にだめよということと言われてきているとかいうこともご理解した上でどうぞご意見をいただきたいと思います。

それでは、お願いいたします。

○倉沢委員 すみません、これに対する直接の意見じゃなくて、この場でちょっと今後の参考のためにお聞きしたいことなんです。林業労働力確保という際に、今のところ国内からということしか考えていないわけですが、これをもっとグローバルに考えて、国際的な研修生制度とか、そういったものを取り込むというようなアイデアというのは全然ないのか、多少ともそういう声はどこからか聞こえているのかという、そういう程度のことでは結構ですから教えていただければと思っています。今日のこれとは関係ないかもしれませんが。

○櫻井会長 いや、林業労働力という観点から、さらに将来的にはそのようなこともお考えになっているのか、検討されているのかということについてご意見をどうぞ。

○安東経営課長 現時点で、例えば森林組合さんなり林業事業者さんなりから、現実の問題として入れたいんだけど、どうしたらいいですかというようなことは我々の耳には来ていません。ただ、この間浜松のほうで、天竜の森林組合に行ったのです。直接じゃない、ちょっと近くに行ったんですけど、そこで日系のブラジル人の方が工場で勤めていらっしゃったのが、工場がちょっと調子が悪くなっちゃって森林組合に2人ですか、2人ほど、これは外国人ということではなくて日系のブラジル人ですので、通常の就業枠とは違って何でも職業につける枠になっていらっしゃるのでそういうことができるんだと思いますけど、普通の若い人よりまじめでよくやってくれているというような話はお聞きしました。

あと、住友林業さんだったかが、最近そういうことも考えたらどうですかと。どこまでその現場のニーズによっておっしゃっていることか、ちょっとそこまでわかりませんが。

現状としては、日系人の方は別にして、単純労働での外国人の方の就労は認められていませんので、現実にはそういったことをやろうとすると、その辺の話も出てきて、その辺の話を変えていくのは、研修とかで実績を積み重ねていかないと、なかなか制度の変更というのは難しいと思いますので、やっぱり実需がないと動いていかないのかな。今はその実需というところまでの段階にはなっていないんじゃないかなというふうに理解しています。

○倉沢委員 これは日本側の利益ということだけでなく、例えば開発途上国、今おっしゃったその研修という意味で、リレキ権という意味で、日本の労働力を確保するなり助けになると同時に、開発途上国の特に森林を多く抱えている国々の方々に来ていただいて、学びつつ働いていただくという形がとれるとすごくいいかなと思っていて、技能労働ですか、技能研修生制度ですか、中小企業等で受け入れている制度がありまして、それから今は介護とかそういうほうにまでまた広がっている。その研修という枠でできたらいいのかなという感じがいたしまして、特に、日本の場合も今まで林業に行った方でなく、全く新たに別の分野から呼んでくるために

研修の予算が組まれているということで、これを例えば言葉がそのまま日本語では通じないかもしれないけれども、通訳とかをつけてその国の研修生の方に一緒に勉強してもらって、その後実地、現場で働いてもらうというような、そんなうまいことにはいかないかなと今お聞きして思っただけですけれども。

具体的に私が頭にどれくらいあるか、インドネシアなんですけれども、大きな森林を抱えて、やっぱり森林保護というような、そういう技術を学んでいただきつつ、日本のほうでは労働力の補佐としてお願いできるというような、そういうことができないかなと思っただけです。○安東経営課長 海外には結構行かれていますと思うんですが、ちょっとそれは、私、余り詳しくないので、もしあれだったら詳しい方がお話しいただければと思いますけど、海外から日本に来て研修していただくというのを林業でも1年ならできる。現行の制度でも1年以内の研修ならできる形になっているんですけれども、それは実績はほとんどなくて、ちょっとどちら側の事情かあれですけれども、というような状況、状況はそういうことです。

○櫻井会長 今のお話は、倉沢委員もご存じかと思うんですけれども、JICAベースでは専門家同士のそういう研修異動というのはかなり進んでおりますけれども、いわゆるその国を支える大衆レベルの労働者、これの技術なり考え方を日本の何かそういった技術移転という意味で実際にここで就労研修をしていただくことはできないのか、そういう話ですよ。そういうことについて林野庁が考えることがあるのかどうかと、そういうレベルの話だと思います。何か意見はございますでしょうか。意見というか、考え方。

○安東経営課長 今おっしゃったようなことは、先ほど申し上げた1年以内の研修で、例えば森林組合さんが受け入れるとか、そういう形はできるんですけど、なかなか制度はあっても入ってきていない、活用されていないという状況です。

○櫻井会長 どうぞ、部長。

○沼田国有林野部長 ちょっと昔だったものですから、国際協力なんかにかかわっていたものですから、今いわゆる海外の森林のほうでどういうことが問題になっているかという、諸外国、特に途上国において森林資源がきちんと管理されないと、あるいは違法伐採があるというような問題があって、やはりそういった途上国における森林資源の保全に、我が国、日本としても協力していく必要があると、こういう考え方にあるんだろうと思っております。

そういった意味で、日本も、JICAベースもございますし、いろいろな研究機関の協力もあるわけなんですけれども、一番多いのは特に東南アジア諸国なんですけれども、中国なりアフリカ、中南米もやっておりますけれども、日本のほうから長期に専門家で年間50人以上行ってお

りますし、また、いわゆる研修医の受け入れということ、これはかなりJICAベースが多いんですけれども、人を入れております。

ただ、やはり途上国における森林の管理のときに一番問題になるのは、そういったその森林を管理する、直接仕事をする人、いわゆる林業の作業をする人ということじゃなくて、森林を管理する人、日本で言うと例えば営林署長クラスだとか、そういった方々にきちんとした知識なり森林管理のノウハウをわかっていただくこと、それがまず大事だと思っておりますので、そういった意味で、そのレベルで協力もやっているし研修の受け入れもやっているということでございます。

いわゆる現場で作業をする人のことになりますと、やはりある意味そういった方々の対象というより、途上国もかなりいろいろな意味でいらっしゃるかとは思いますが、それよりは上のいわゆる管理するレベルの方の技術レベルをアップしていったほうがいいだろうと思って、そういった分野でそういった方面を重点に協力をやっているということでございます。

片や日本におきますと、私ども日本の林業、確かに担い手不足、労働者不足という面は否定できないだろうと思っておりますけれども、私どもとしては少なくとも現時点においては、いわゆる低酸素社会づくりだとか農林水産業を核とした地域新興だとか、そういったことをやったりねらっているいろいろな施策を打っていく必要があるだろうというふうに思っていますので、個人的な意見になるかもしれませんが、今直ちにその途上国におけるそういったいわゆる林業の作業をやる人を日本に、研修制度ということになるのかもしれませんが、受け入れて大規模に拡大していくというのは、ちょっとまだいろいろなことを考えていかなくちゃいけないのではないかなというふうには思っています。

○櫻井会長 恐らくそういう労働者を入れる、入れないという話になると、林野庁の仕事というよりは厚労省の仕事になるでしょうし、研修の仕組みがどうするとなると文科省が入ってくるでしょうしということがありますと、林野庁側としては技術者集団ということでございますから、これこれこれをやれという話 comes 来ますと、受けるのはこちらのコッカイキリもやぶさかではないというふうな話になるのかなというのが今の沼田部長の話かなという気がいたします。

どうぞ、お願いします。

○山根委員 2ページ目なんですけど、林業における労働災害という点が取り上げられております。今から雇用を促進したり、あるいは50%の世話をやっというところ、この労働災害の視点は重要だろうと思うんですね。そういう面で、ここではその労働災害の減少に向けた取り組みが重要であるというところの視点は、ハードな面にとらえられて、その次にさらに

というところの教育訓練というのは、労働災害に向けての教育訓練という視点からは外れておるように思うんですね。

それで、まず例えば林業労働災害防止協会というようなものがあって、そういう面でも一部されておりますが、そういうことは今後重要視していくのか、そういう協会とか、そんなものは弱らせていくのか。

○櫻井会長 今の2ページ目は基本方針の案ですか。

○山根委員 いや。

○櫻井会長 どのような部分で聞いているのでしょうか。基本方針案の現行との対比の紙ですね。

○山根委員 そうです。対比関係の2ページ目の3の……

○櫻井会長 3の林業労働者の雇用管理の現状と課題の真ん中。

○山根委員 その中の線が引かれておところの途中で、また、林業における労働災害は減少傾向にあるものの林業は厳しい。それで、意外に他産業に比べたらやはり災害が多いんですね。その災害の多さというものはやはり品質のばらつきともイコールになると私は思うんですね。今から品質を上げていこうという世界における視点は、やはりこの安全に対しての意識というものは他産業においては非常に重要視されておところであろうと思うんですね。そういう視点は大切にしたいなと思っております。

○安東経営課長 ご指摘いただいた箇所ですけど、この教育訓練の充実というのは全体を受けていますので、この教育訓練の充実の中に当然その災害防止の関係の項目も入っているというつもりで担当としてはつくらせていただいております。

あと、今、緑の雇用なんかで研修をやっていますが、その中には今おっしゃられた林災防さんにいろいろご協力いただいて、安全衛生の関係の研修もやらせていただいておりますので、林災防さんをどうするどうしないというのは、別に団体のために仕事をしているわけではないので、それはまた別なんですけれども、安全衛生の関係をきちんとやっていくというのはこれからも重要な課題だという認識でこれもつくらせていただいております。

○櫻井会長 どうもご意見ありがとうございました。

○山根委員 特に重要だと思います、安全は。

○櫻井会長 そうですね。安全については非常に重要だと思います。

前田委員、お願いします。

○前田（滋）委員 字句の修正じゃなくて、今後の方向性として、これはこの点を一番重要視

されているんですが、今の木材単価と木材の需給ですが、自給率が高まれば何も心配していませんけれども、今後さらに木材の自給率というのは下がるとは思います、その中でやはり林業労働力をどう確保していくかという中で、この字句に書いてあるようなことが一番いいんだらうと思いますが、先ほど言われたように、有給化を、月給化ですね、月給化すると有給休暇あるいは退職金の問題等々の負担率が高まってくるわけですね。今、林業の収益率に対してその負担率というのが余りにも高過ぎると思うんですね。価格が上がればそんなことはないんですけれども、でも今環境林整備ということで、林業は公益化事業というようなふうにとられるんじゃないかという心配もあるわけです。

それと、あとは木材のロットの問題、テイクを出すために大型機械化していくようになってくると、さらにまた環境とのマッチがそぐわないんじゃないかと思うわけですね。だから、今後の方向性としてこういう林業労働力の確保というのはやはり基本ですから、こういうことをやっていかなければならないと思います。

それと、外国人労働については年金の問題があるんですね。使った人が年金を納めていけばいいんでしょうけれども、やはり今後の我々の年金の問題も出てくるわけですから、外国人労働というよりも、現場の地域の山間に住んでいる若い者の訓練というのが必要じゃないかと思うんです。その中で訓練というのは、林業の一人前といいますか、その技術を持たせるためにやはり一年以上かかります。というのは、やはり免許を取得する期間というのが要るわけですね。だから、教育面というのはやはり一番重要視していかなければならないと思います。その中では、国も県もいわゆる行政の中で支援していただく部分があれば、なおさら確保できるんじゃないかという気がします。

これは要望じゃないですけど、今後の方向性として心配、不安を持っている部分です。

○櫻井会長 前田委員からは、現場のいろいろな雇用確保、また労働力確保のためにいろいろな整備をする場合の現場のほうの厳しさという意見もあるよということを認識した上で進めてくれというお話だと思いますので、それはこここのところでは絶対に月給化しなければいけないという形にはならないというのは、そういう現実があるからだということでございますけど、雇用されていきたいという、そこで生活したい方はやっぱり自分の安定性を考えるんだという、その辺のところの折り合いを今後とも進めていけたらというふうなことでよろしいでしょうか。

○前田（滋）委員 ありがとうございます。

○櫻井会長 じゃ、鮫島委員。

○鮫島委員 質問、何か私が知らないことなのかもしれないですけども、林業の事業体の組

織って、国有林と民有林でかなり違うんじゃないかと思えますけど。それから、あと農業の場合もそうなんですけど、森林保有者と実際雇われている人の比率だとか、何かその辺で相当いろいろあるんじゃないかなと思うんですね。これは全体の基本方針ということでいいのかもしれないんですが、実際の現場というものをイメージしたとき、それは、これの催促ではないんですけども、何かそういうものというのは実際あるんでしょうか。

何か実際これを現場で活用していくときのものとしては、非常にさまざまなものが実はあるんじゃないかなと思うんですけど、その辺というのはどういうふうに整理されていかれるのでしょうか。

○櫻井会長 いろいろなさまざまなものがありますが、林家という定義とか、ぶっちゃけ。

○安東経営課長 この労働力確保基本方針で視野に入れているというか、その対象としているのは、実際、林業の森林施業をされている林家さんでもいいし事業体でもいいし、単に山を持っている人が対象ということではなくて、自分で人を雇ってお仕事をされている方あるいはそこで雇われている方、森林組合も含めてですけども、人を念頭に置いています。

おっしゃったように、森林所有者さんというのは、実は完全には数字もどンドン細分化していますから把握できていなくて、今統計であるのは1ヘクタール以上山を持っていらっしゃる方なんですけれども、それだと92万戸という数字で物すごく膨大な数字なんですけど、実際に山で働いている林業労働者というデータは、いろいろなデータはあるんですけど、5万人あるいは6万人という数字ですから、もう全然違う世界の基本的にはほとんど話なのかなと思っています。

○鮫島委員 林業労働者というのはよく統計に出ていますけれども、それというのはどういう定義での5万人なんでしょうか。

○櫻井会長 合原委員は補足の話になります。今の話に補足されることになりますか。ではなく全然違う。

○合原委員 手を挙げていないんですけど。

○櫻井会長 挙げていないんですか。はい。

○安東経営課長 データって何種類かあって非常にわかりにくいんですけど、国勢調査をまず普通使っていて、そこで林業就業者数、これは平成17年の数字ですけど、4万6,618人ということなんですけど、これは森林組合の現場作業員というのが国勢調査ではサービス業に入ってしまったって、入っていない数字です。森林組合で作業している方が1万2,000人ぐらいでしたっけね。1万2,000人ぐらいいらっしゃるの、それも合わせれば5万8,000とかという数字

なんですけれども、定義がちょっと。賃金、給料、諸手当など収入になる林業の仕事を少しでもした人という定義なので、ごく短い期間働いていらっしゃる方も入った数字です、4万6,000人。それがちょっとややこしいんです。

○鮫島委員 それで、要するに基本方針としては、だから私、すごくいいと思って見ているんですけど、実際これは現場でどういうふうに活用されるのかなということ、それからやっぱり林業労働者の将来像というのをどういうイメージでとらえているのか。例えば私は大学に勤めているんですけども、大学って今パーマネントの人はどんどんいなくなって、私も任期雇用なのです。そういう状況で非常にパーマネントが少なく、事務の方もそうだし、本当にこんなんで経営をやっていけるのかなというような状況になりつつあるんですね。

林業というのは何か息の長い仕事で、ついには、キショウすると20年、30年、もっと一生つきだと言うけど、そんな定年もないような世界なのかなというふうに一方で思ったり、それから、これからの林業はやはり会社のように5年間ぐらいつつで少しずつ考えていくんですね。そんな労働者を確保していくということをイメージしていくのか、その辺はいかがなんでしょうか。

○安東経営課長 基本的にこの方針で対象にしているのは、先ほど申しましたけど、この林業の仕事をしている事業体、それは森林組合も含めてなんですけど、そこが6,000ぐらいあります。その6,000の事業体、事業主さん向けの、その人たちがどういうことをしていけばいいのかという、国はどのような姿勢、国とか県を通じて、支援センターを通じてですけども、どういう支援策があるのかという基本方針だと思っています。その中で、事業主さんですから、事業体さんですから一般の会社と大きく違う。たまたまやっている仕事が林業であって、当然その仕事の内容に応じた特殊性、ほかの産業と違うということというのはいろいろあるのだと思いますけれども、その組織としてほかの産業と大きく違うのかということ、特別違うことをイメージするんじゃなくて、やっぱり普通の企業さんなり、大小大小はありますけれども、企業さんとしてどう経営方針をとっていくのかと、その中での労働力確保ってどういうイメージで持っていくのかということの違いはないのかなというふうに思っているんですけど。

○櫻井会長 非常に根源的な質問に対してまとめ能力がなくて申しわけないんですが、このところの事業主の現状と課題のところを書かれていることを見ていただくと、ある程度の大枠がぼんやりとわかったのですね。実は林家を考えると、先ほど5万もいるという話が出ましたが、自己申告制でまずいきまして、その自己が入っている家が、あるときは農業、あるときは酪農業、あるときは会社員であったりするというところがいろいろある。なぜそうあるかとい

うと、補助金なりなんなりというものを受けるか受けられないかのときによって、使えるものを一生懸命考えてくるということを無視するわけにいかない、規則がありますと。ですから、そのところで線引きはきっちりできないんですが、でもここで考えているものは将来の雇用確保ということを考えますと、ある程度の人が働ける、あるいはそのところに入ってこられる人も考えてこの文章はつくってある。突然体をころっと変えて、おれは林業は関係ないよと言う人は、できたら入れなくてもいいかなという格好でつくってあるんだというところも認めていただかないと、多分こういう論議はできないだろうと私は思うんですね。

だから、その上で細かいところは詰めずに、詰めずというか多分詰められないんですけれども、こういう林業家、かなり林業体があつて、それに対してこのような予算を組むということ为国ができて、これは国民の税金を使ってもいいよということ为国でも認めていただいた上で、何をするかという話としてこれを今つくっているんだけれども、これで進めてよろしいかという議論をしているというふうにお考え願いたいと思います。

違っていたら順次イケンを言ってください。

○鮫島委員 そうすると、やっぱり林業を本業として、その林業で生計を立てて自立していく、それからあとやはり大小あるけれども、ひとつ会社のようなイメージでとらえていくと。

○安東経営課長 組織形態はとらわれませんが、雇用として林業を本業としてやっていらっしゃる事業主さん。

○鮫島委員 そういうことですね。

○櫻井会長 ということで、実はいろいろな形を出すものも取り込みつつというか、無視せずにこれをつくっているということで、例外があるじゃないかと言われますと、例外はあるんですということで考えていただきたいなと思いますが、このようなことで基本方針案をつくって今後進めるということはいかですかということでございます。

合原さん。

○合原委員 細かいところは随分よくなっていると思うんですが、ただ私の所感といたしまして、ああ、そうなんか、完璧に見て林業保険なんていうのはまだこれなのかと。1周遅れのランナーで月給制が理想であるという定義づけだとか、もう2周遅れになっちゃうか、だから雇用形態のフレキシブルなあり方というのは、いわゆるグローバル経済の中の雇用形態が私はよくないと思うんですが、その大企業がやっているような契約社員とかそういうのではなくて、むしろ二回り遅れのランナーとしては、もう一度地域とか中山間地域を意識するのであれば、農業をしながら林業もやれるし、もっとシイタケもやったりいろいろな、今は木材やスイカや

いろいろなことをやらなければいけないという人はまだ少しいるわけです。かなり少なくなりました。

そういうところがきちっとした形態、例えば3人でやっているとか4人でやっているとか5人でやっている方たちを、特に若い人たちを育てるためのバックアップとしての内容にはなっていないと。むしろやはり森林組合中心の形態としての意識、あと素材生産、この素材生産業の中には従来本当に山を切るだけ、今若い人たちの中には森林保全を考えた素材生産であらねばならないという考え方も随分出てきていますが、そうするところからもう世の中って二回りも三回りも進歩しているので、そこら辺の何かイメージというか期待される形態像みたいな事業体の中のお仕事する人たちの位置づけというのが、保険だかと本当に当たり前のことなわけです。普通に働く、何かこここのところがやっぱりまだまだ森林組合とかにおりてきてやっていただく指導とかいう形とか森林支援センターという形とか認定事業体、これも私、一グループを認定事業体になるように県の人に紹介をして今主張していますけれども、そのトップのリーダーの人はもう五十幾つなんですけど、もう面倒だと言っているんですね。その人は小さな運送会社を会社としてやっているし、普通に会社としてやっているんだけど、その任意の事業体になんてなりたいかという、運送だけじゃなくて、伐採、素材生産をやり始めて、ある程度大型機械を買わなきゃいけないんで、そうすると認定事業体になると非常に有利であるからなつたほうがいいんじゃないかということでやっているんですけど、なかなかそこがうまく進まない。だから、振興策というか、本当に事業体振興策という基本が普通のレベルで若干どういう形かというのは、私もなかなか自分のところのことしかわからないので言えないんですけど、むしろその森林組合の中に非常に影響を与えるのであれば、そのところをもうちょっと変えていく考え方が基本的に欲しいなと思います。

すみません。いつも中身の抽象論で申しわけないんですけど、どうしても私どもはやっぱり夢を持ちたいんです。

○櫻井会長 今後ともそういったことを、具体的にはこのようなものがあるんじゃないかとか、ここでこんな問題が起きたんで何とかならないのかという話を出していただいて、施策のほうの側としては施策の中に盛り込んで案をつくってもらうような格好として持っていければいいんじゃないかな。今言ったように、問題はそれぞれみんな抱えているわけでございますけれども、具体的にどうするんだという話になると、まとめてくださったのがこのような格好で出てきます。だから、意見されたこともそのような意見になっていますよと。

○合原委員 この政策で本当に大丈夫なのかしらという……

○櫻井会長 それはわからないですね。これよりいいのではないかと。

どうぞ。

○鮫島委員 今、合原委員が言ったこと、すごく私もわかっているのかな。要するに、田舎ってスーパーマンが、スーパーウーマンかもしれないですけど、要するに一人のすごい人がいると、あるものが動く世界というのは恐らく林業でもあるんですけど、それで非常にやっぱりうまくいくケースがある。森林組合の中でも多分すごくプロセスでいいところってありますね。ああいうところってそのスーパーマンがいるわけですね。やはりそういう人材を配置していくということは、非常に日本の田舎とか林業の再生のために物すごく重要なんじゃないか。物すごく力を発揮して、ある意味その制度を超えたような物すごい働きをする人がいる。そういう意味で、やはりその林業の労働力を確保するとは、単に数値として、人数として確保するんじゃないくて、そういう人材をここには確保できるような何かインセンティブが必要なような気がするんですね。

だから、今回はもうあれなのかもしれないんですけども、何かそういうインセンティブをかけるようなそういうものが一つでもあるとすごくいいかなというふうに私も感じますね。

○櫻井会長 ありがとうございます。

では、どうぞ。

○安東経営課長 今回のインセンティブの話なんですけど、今まで緑の雇用は1年目から3年目の入ってくる時だけの研修だったんですけども、いろいろ構成の林業経営を使ったシステム設計とか、そういう作業内容が高度化してきて、あるいは制度集約化なんかで現場を結構複数まとめていかなければいけないということで、やる仕事の内容というのも高度化してくるといっても含めて、中堅層の研修というのも重要だよ、中堅層の能力向上というのも重要だよということで22年度予算で新規でつくらせていただいているんですけど、その研修を踏まえて、じゃその人たちにお墨づきみたいなものを、登録なのか認定なのか、そういったことも含めてちょっと検討していこうかなということもやっています。それははっきり決まったわけではないですけど、それは22年度予算の中で検討する課題なんですけど、それが少しでもインセンティブにならないかなと思っています。

○櫻井会長 恵委員、どうぞ。

○恵委員 新旧対照表の3ページの中段、2の林業労働力の確保の促進に関する基本的な方向の中段のパラグラフで、「さらに、このような」というところで、いわゆる林業労働力確保支援センターの記述がありまして、この関連で7ページの4のその他林業労働力の確保の促進に

関する重要事項の(2)に支援センターの業務運営という記述があって、この支援センター自体がとても重要な機能を果たしていることがよくわかるので、その業務運営をする人材のトレーニングと申しますか、その仕組みなどもうまく運動していけるのですねという確認が1つと、それからもう一つ、その支援センター自体が全国の横の連携と申しますか、支援センター同士の連携などによる知見の共有ですとか仕組みの効果的な改良点の何か促進対策の共同化みたいな、そういう仕組みはあるのでしょうか。

○櫻井会長 今の質問は、支援センター職員の担当する方々の教育訓練と、それから全国の支援センターの連携がどうなったのかということについて。

○安東経営課長 全国段階で、これは任意の団体なんですけれども、各県の支援センターが集まって林業労働力確保支援全国センターというのをつくってしまして、そこでいろいろな情報交換だとか、そういう今ご指摘のあったような知見を互いに情報交換して、切磋琢磨して高め合うみたいな集まりをやっています。

○櫻井会長 研修、教育訓練については。

○安東経営課長 それと今、緑の雇用もそうなんですけれども、施業集約化の関係でプランナーを中心とした能力向上の研修をやっているのですけれども、その際には県段階でも、森林組合の連合会の方とか、それから各支援センターの方とかにも入っていただけるような、ちょっと全国どこでも入っているかという、それはいろいろ取り組みがちまなんですけれども、そういった人にも一緒になって研修を受けてもらって、自分たちがきちんと指導できるように、その知見を高めるようなことをやっていきませんかというような声かけはしています。その人たちが入れるような仕組みにはなっています。

○櫻井会長 かつては国が各担当をこちらの霞が関にお呼びいたしまして、いろいろな意見の場をつくったりなんかしていたのですよね。そういうことをやる必要があるのかという政治のほうからのいろいろな報告がありまして、しにくくはなっているはずなんですけれども、出しにくいということはしないということなんですけど、しないということは何もしないことかというところではなくて、やっぱり一個一個の場所ではいろいろな場で動いているというふうに私は理解しておるんです。

○安東経営課長 あと、すみません。ちょっと厚労省さんのお話なんですけれども、厚労省さんのほうはブロック単位でそういったその支援センターの方々の研修みたいなことをやられているそうです。

○恵委員 この重要なところは、7ページの4の(2)に記載されている「また、都道府県

知事が支援センターを指定するに当たっては、流域管理システムの推進及び利用者の利便性の確保の観点から、効果的な事業運営」と書かれているので、本当の意味のその林業だけではなく、いわゆる産業全体の連携によるマネジメントの能力というのが本当に求められているのであれば、その人たちのトレーニングというのは今後の行方を担うのかなという意味で、非常に重要だと思ったのでお尋ねしました。

○安東経営課長 ありがとうございます。ちょっとそういう視点からもう一度いろいろ今後検討させていただきたいと思います。

○櫻井会長 佐川委員。

○佐川委員 いろいろ雇用では本当に助かりまして、うちの部、今、茨城県なんですけれども、かなり緑の雇用で雇われています。うちでもらえる高校を卒業したのは2人入っていますが、うちの会社では今平均年齢36歳になっています。以前は60歳くらいだったんですけども、ここ五、六年で急激に若くなりまして、本当にそのことでは助かっていますし、本当素人さんが入ると仕事が常に行えるようになるには3年かかるんです。正直何でも一人前に置いて、外してもそれができるというのは3年ぐらいかかりました。ただ、使うことはできたんです。機械を使ったりとか、そんなのはすぐできますけど、それではまだ不十分で、やっぱりきちんと一人前になるのには3年というのはかかると思います。本当に緑の雇用では助かっている次第でございます。

○櫻井会長 どうも役に立っている事例をありがとうございます。

ほかにございますか。大分時間も押してまいりましたが。

今のところでとりあえずよろしければ、ここで閉めたいと思うんですけども、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○櫻井会長 では、本日、農林水産大臣から諮問のありました「林業労働力の確保の促進に関する基本方針の変更」につきましては、修正を求めるという特段のご意見がございませんでしたので、適当であるという旨の答申をいたしたいと考えますけれども、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○櫻井会長 いろいろなご意見は今後の参考にさせていただきたいと思います。

それでは、答申文の案を配付いたしますのでご確認ください。

(答申文(案)配付)

○櫻井会長 ご確認をお願いいたします。

答申につきましては、「なお、「林業労働力の確保の促進に関する基本方針について」別添案のとおり変更することが適当である」というふうなまとめにいたしたいと存じますが、よろしゅうございましょうか。

(「はい」の声あり)

○櫻井会長 ありがとうございます。

では、そのように答申させていただきます。

なお、この基本方針の変更に当たりましては、先ほども事務局から説明がございましたけれど、そのとおり3月上旬に厚生労働省におきまして労働政策審議会の委員を聞くこととしております。仮に労働政策審議会において修正意見が出された場合は、その対応につきましては私に一任していただきたいと考えておりますけれども、これはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○櫻井会長 どうもありがとうございます。

では、そのように対応させていただきます。

それでは、ここで10分ほど休ませていただきます。どうもありがとうございます。

引き続きこの後いろいろな説明事項がございますので、いろいろなご意見をよろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。

午後3時28分 休憩

午後3時39分 再開

○櫻井会長 それでは、再開いたしたいと思えます。よろしいでしょうか。

それでは、先ほど説明の部分をやっていただきまして、引き続き事務局のほうからいただきたいのがあります。

「気候変動枠組条約次期枠組み交渉の状況について」から事務局、説明をお願いいたします。

○渋谷研究・保全課長 研究・保全課長でございます。よろしくお願いいたします。

資料番号5、横長の資料をごらんいただきたいと思えます。「気候変動枠組条約次期枠組み交渉の状況について」というものでございますが、1ページをお開きください。

まず、COP15と呼ばれている交渉の全体の概要でございます。昨年の12月7日から19日までデンマーク・コペンハーゲンで111カ国、3万人を擁する大規模な会議が開かれたということでございます。我が国からは鳩山総理を初め小沢環境大臣ほかが出席いたしました。また、米国の大統領が出席されたということもご記憶の方が多いかというふうに思えます。

この後(2)の結果ございます。これこそ非常に難航いたしましたして、事務レベル協議ではほとんど進展を見ないまま最終段階までもつれ込んだというところでございます。非常な危機感を持ってその首脳級の皆様方が協議・交渉をされまして、コペンハーゲン合意というものが作成されました。この合意につきまして全体会合にかけましたところ、数カ国どうしても合意をすることができないということになりまして、最終的な落ちとしては、決議ということではなくて、合意を留意するというような決着を見たというところでございます。

この主な中身については、2つ書いてありますけれども、報告、それからREDDの重要性等々が示されたところであります。

また、COP16に向けて引き続き作業を継続するというのも合意をされたところでございます。

その後の状況でございますけれども、(3)にありますとおり、このコペンハーゲン合意に基づきまして、1月26日、この四角の中にありますとおり、我が国、条件つきで25%の削減を目指すというようなことを条約事務局に報告をしたというところでございます。

2ページをお開きください。私どもに関連の深い森林関係の議論の状況についてかいつまんでご説明いたします。

まず、先進国の森林吸収源の取り扱いでございますけれども、森林の吸収量の算定方法、それから伐採木材の製品の取り扱い、こういったものについて検討が行われてまいりました。森林吸収源の吸収量の算定につきましては、四角の中にありますような主に3つの論点、グロスネット、ネットネット、参照レベルといったものの方式が検討されておりました。我が国は現行方式のクロスネット方式を引き続きこれで行きたいということで交渉に臨んだところがございます。

それから、HWPと言っていますけれども、伐採木材製品の取り扱いについては、現行量の見直しの検討とかやっておりますけれども、結果的には具体的な内容の決定には至らずに、今年のメキシコで行われますCOP16に向けて引き続き検討を続けるということになったところでございます。

もう一点、途上国における森林減少・劣化に関する排出の削減、REDDというふうに言っていますけれども、こちらにつきましては、政策論については決定に至らず、引き続きCOP16に向けて検討を継続ということになりましたけれども、方法論につきましては、森林からの吸収・排出量の推計、モニタリングなどの検討を行いまして、指針が決定されたということで、若干の前進を見たのかなというところがございます。

以下が資料でございます。3ページがスケジュールでございまして、2009年の末にデンマーク・コペンハーゲンの合意があつて、2010年にはメキシコで行われると。2013年から第二約束期間が始まるというようなスケジュールがあるということでございます。

それから、4ページの資料がコペンハーゲン合意の概要をかいつまんで書いたものでございます。

一番上にありますように、世界全体の気温の上昇が2度以内におさまるようなということが書かれているところでございます。

それから、5ページ、報告内容と今までの削減の状況を一覧にしたグラフでございまして。

2008年の速報値が出ておりますけれども、目標値に比べてと1990年の基準年に比べましてまた1.9%増ということでございまして、森林吸収源3.8%の達成が強く求められている状況でございます。また、2020年度はさらに25%削減ということを示しております。

6ページをお開きください。森林吸収量の算定方式、3つ代表的なものがございまして。我が国は①のグロスネット方式、現在の第一約束期間のルールでございましてけれども、構想の中でこれを獲得すべく交渉を続けているということでございます。

それから、7ページが伐採木材製品の算定の考え方ということで、簡単に申し上げますと、現在のルールでは伐採をしますとすぐに排出ということでカウントされますけれども、それを途中で例えば家とかいろいろなものでその木材として残るわけで、実績として残っているというものを考慮に入れて、これが燃焼分解されるまでの間はカウントするというような考え方を取り入れるべきだということで交渉しているということでございます。

最後に、途上国におけます森林減少の問題、REDDの内容でございましてけれども、途上国の森林の減少は非常に大きなキバクザイになっておりまして、これを何とかとめなければいけないということをお示した資料でございます。

以上がCOP15の概略でございます。

続きまして、資料の6をごらんいただきたいと思ひます。「小笠原諸島世界自然遺産の推薦について」という表題のものでございます。

小笠原諸島は、ご存じのとおり、世界的に貴重な固有種で構成される森林生態系などがありまして、国有林も多くて、適切に保護管理を進めているところでございます。

平成15年、世界遺産候補地として選定されて以来、外来種対策を実施するなど、登録に向けた取り組みを行ってまいったところでございます。世界自然遺産として登録するためには、ユネスコの世界遺産センターに推薦書を提出しまして、その後、世界自然遺産委員会における審

査を受ける必要がございます。このための手順に従いまして、昨年9月、暫定版の推薦書を世界遺産センターに提出いたしました。この件につきましては既にご報告したところでございます。

その後、遺産センターのほうから、この暫定推薦書に対しまして、区域の明確化など、若干の修正意見が出されたということがございましたので、所要の修正を行いました。そして、本年1月18日開催されました世界遺産条約関係省庁連絡会議におきまして、当省、環境省、文化庁が小笠原諸島を正式に推薦するということを提案しまして決定されたということになりました。1月26日、正式な推薦書を世界遺産センターに提出いたしました。

今後でございますけれども、この推薦書は、遺産センターの諮問機関でございます国際自然保護連合、IUCNと言っておりますけれども、こちらに送付されまして、本年夏ごろIUCNの専門家によりまして現地調査が行われる予定になっております。この現地調査などの評価結果をもとにいたしまして、来年度になりますけれども、23年度の世界遺産委員会におきまして、世界遺産一覧表への記載の決議がされるというような予定になっております。

なお、この事前審査、調査、審査に当たりましては、課題になっておりますアカギとかモクマオウといった外来種対策などを管理計画に沿って進めまして、生態系の保全に努めて、駆除作業の前後のモニタリングとか結果を踏まえた順応的な管理を行っていくことにつきまして、IUCNの調査員の理解を得ることが必要になってくるということでございます。

資料の概要ですけれども、2ページ目以降から5ページ目までが小笠原の自然の概要でございます。国有林におきます取り組みを6ページから8ページまで示しております。

9ページが外来種とか固有種の種間相互作用といったさまざまな難しい問題もございましてけれども、こういった問題をはらんでいるというような解説をいただきました。

それから、12ページに今申し上げました概略のスケジュールを掲載しているということで、今年の夏、IUCNのミッションをお迎えして審査を受けたいというような手順になっているということでございます。

以上でご報告を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○櫻井会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいま説明のありました、もう既にマスコミのほうでいろいろとご報告されております気候変動枠組条約の次期枠組み交渉の状況とか、それから先般もご説明ありましたけれども、小笠原諸島世界自然遺産の推薦したということでございまして、これらに対する皆様のご質問等をお伺いいたします。

どうぞよろしく申し上げます。

○横山委員 議事の(2)にも関連するんですが、予算と及び税制改正ということにも関連するんですが、吸収源のことについて少しお尋ねをさせていただきたいと思います。

資料の2のほうの予算で見ますと、森林整備事業が27%、4分の1予算カットされています。これはコンクリートから人へ、あるいは公共事業削減ということの現政権のお考えなのかもしれませんが、これについてお尋ねをしたいと思います。

政権交代前には、吸収目標の1,300万炭素トンの達成のためには、森林整備事業の拡充が必要ということで予算も増額されてきたのではないかと。そして、平成21年度の第一次、第二次の補正予算にもこの森林整備については特段の配慮がなされてきたということなんですが、今回この4分の1にも当たる大きな額が予算で削減された、これで本当に吸収源の目標が達成できるかどうか、この辺のところ、今のご説明の資料の5のほうでも、現行のままではなかなか難しいというのが6ページのところの一番下に、目標が3.8なんですが、現在のままでは2.9%の吸収しかできないと言っていますよね。この2.9%にはその予算が反映されているのかどうか。4分の1も減って、それでも2.9%の吸収が可能だという理解でいいのかどうか。

それから、今後のことを考えていったときに、これはあくまで確認ですけれども、森林整備を例えば1万ヘクタールなり1単位整備をすると吸収量は何万炭素と出るのか。例えば森林整備面積を1万ヘクタール整備しました。そうすると、吸収量は何万炭素トンになるのか、このある程度の概数というものはあるわけです。そして、今度、森林整備面積を1万ヘクタール整備目標を達成します。その目標を達成するためにどれだけの予算額が必要なのか。そうすると、その吸収目標を達成するためにどれだけの予算が必要かというのがある程度わかってくるんじゃないでしょうか。例えば、10万炭素トン吸収を達成するために必要な予算額が幾らなのか。こういうことを考えたときに、本当に今の4分の1も森林整備に関する予算を減らして吸収源が達成できるかどうか、こういう点についてお尋ねをしたいと思います。

以上です。

○櫻井会長 横山委員からは、予算が減ったということでもって、当初予定の目標3.8%に達するための森林整備、手を入れた体制を達成できるかどうかという話、それと関連いたしまして、例えば1万ヘクタールを考えますと、1万ヘクタールで今何万炭素トンに当たるのか、それに対しては一体お金は幾らかかるのかという質問だということですね。

よろしく願いいたします。

○津元森林整備部長 予算の関係でございますが、資料の2のように、本年は公共事業、例え

ば森林整備事業につきましても73.1%ということでございます。

実は、この予算につきましては、1,500億のそれ以外に農林山村漁業の交付金というものもございます。既にご承知のように、年間1,300万炭素トンを確認するために110万炭素トンの新たな森林整備をしなくてはいけないということで、これが20万ヘクタールの間伐と森林整備の増、いわゆる55万ヘクタールの間伐等ということは今基準に置いております。その55万ヘクタールを単年度にクリアするということを目標に予算をしておりますけれども、実は21年度の予算と22年度の予算、これを足しますと、交付金の中は都道府県のほうでこれから実際に予算の個所づけをされますので若干決まっていない部分もございますけれども、こういうものを足しますと、21年度の当初また補正予算とを足しますと、現時点ではその22年度までにつきましては何とか50万ヘクタール、平均ですね、これが確保できるのではないかといった見通しを持ってございます。

それから、今の話でございますけれども、実は第一約束期間というのが2008年から2012年まででございますけれども、資料の5のほうにつきましては、次期の2013年度以降の次の枠組みを決める、そういった交渉をしているところでございます。資料の5の、ページは押していただきまして6ページの2.9%につきましては、今後の第二約束期間、2013年以降の見通し、いわゆる2020年を見通しをする場合に、今の我が国の森林の構成、特に人工林の構成というものはだんだんと高齢級化といいますか、だんだんと年をとっていくわけです。そういう影響によりまして、いわゆる成長量が少しずつ落ちていく、こういったようなものを加味した場合に、今現時点で50万程度の間伐等を続けるということを仮定した中で計算いたしますと、こういった2.9%程度、将来に向かっては少しこれは現行方式であっても漸減するのではないかという、これは将来の話でございます。

それから、どのくらいヘクタール当たり必要かということにつきまして、ヘクタール単位の数字というものはちょっと計算しなければなりませんけれども、先ほど言いましたように、110万炭素トン足りないために20万ヘクタールの間伐を追加したということでございますので、こういった割り算をしてもらえばヘクタール当たりのおおよその炭素の量というものはわかるというふうに思っております。

今後こういった国際交渉を踏まえて、とりあえずは財政負担の平成24年、いわゆる2012年まではこれは3.8%の確保というのは必要なので、当然今後の予算の確保であるとか、こういった仕組みの中で対応するかということは今後の課題でございますけれども、またそれ以降につきましては国際交渉の状況を見ながら、適切な戦略が進むようにまた考えていきたいと思っ

おります。

○櫻井会長 引き続き。

○横山委員 わかりました。この6ページのは私の勘違いで2020年とわかりましたが、第一約束期間の3.8%で今の予算で来年度が4分の1カットですよね。再来年度以降も公共事業の削減が、それは現政権のお考えがどうなるかわかりませんが、この目標3.8%が達成するために必要な予算措置は今のままでいくのかどうか、ここをお伺いしたいんです。

○津元森林整備部長 とりあえず22年度の予算組みにつきましては、予算の審議過程でありますけれども、先ほど言いましたように、何とかその22年までの55万ヘクタール平均の予算は確保できておりますが、23年度以降の予算がどのような仕組みになっていくのか、これはいろいろと我々も検討しなければなりませんけれども、やはり必要な森林整備のための金額というものは当然あるわけです。これをどのような形で確保するのか、どのようなやり方で確保していくのかということにつきましては、またさらに23年度の予算なり、そういったものを要求する中でいろいろ検討していくことで、この場でそのすべての将来の予算組みまで見通しているわけではございません。

○櫻井会長 ということでよろしいですか。

○横山委員 はい。

○櫻井会長 ほかに質問ありませんでしょうか。

どうぞ、計画課長。

○矢部計画課長 計画課長でございます。

先ほど森林整備部長がご説明したとおりなんです、1点だけちょっと。110万炭素トン不足するとき、毎年20万ヘクタールの追加的な間伐をやっていくということなんです、結果的に第一約束期間中の平均の吸収源にカウントしていただく面積が従来面積より80万ヘクタール多くしないと110万炭素トンには届かない。そのために毎年少しずつやっていくものですかから20万ヘクタールずつやっていって80万を確保する、こういう姿になっておりますから、割り算をするときは、110万炭素トンと80万ヘクタール、これで割り算をしていただくとよろしいと思います。それでいきますと、大体1万炭素トン確保するためには0.7万ヘクタール、要するに7,000ヘクタールということですが、その森林整備、間伐が必要になるということでございます。

○櫻井会長 よろしいでしょうか。

○横山委員 ありがとうございます。

○櫻井会長 それとほかにございますか。小笠原のほうでも結構でございます。こんな格好で世界自然遺産登録を今進め始めたと、スタートに立ったということでございます。

特にございませんでしょうか。なければ次の議題にまた移りたいと思います。

よろしいですか。

それでは、次の事項でございますけれども、5番目、「森林・林業再生プラン」、これにつきまして事務局からのご説明をお願いいたします。

なお、本日の予定は4時半ということでございますが、あと30分ほどございます。よろしくをお願いいたします。

○矢部計画課長 それでは、計画課長でございます。

森林・林業再生プランにつきまして資料の7番でご説明をさせていただきます。2枚めくっていただきますと森林・林業再生プラン本体がございます。これにつきましては、新政権になりまして最初の緊急雇用対策、これが打たれた際に、森林・林業分野というのは我が国の成長産業であると、そういう位置づけのもとに、雇用の確保もこういった森林・林業を再生することによって確保できるのではないかということで、その雇用対策の中で21年中に森林・林業再生プランというものをつくって、その後このプランに基づいて積極的に森林・林業再生対策を打っていくと、こういう位置づけで策定されたということでございます。昨年12月25日に農林水産大臣のもとでつくられております。

おめくりいただきますと、目次のところに大きく5つのくくりになってございまして、考え方、それから目標である目指すべき姿、検討事項、それから推進体制、主体別の果たす役割という構成になってございます。

最初の基本的な考え方とところに、基本認識というのがございますが、ここのところはこれまでの我が国の森林・林業の置かれた状況、そして最近の情勢変化を踏まえて、一番下のパラグラフでございますけれども、今後10年間を目途に路網整備あるいは森林施業の集約化、そして先ほどもご議論いただきましたけれども、人材育成、こういったものを軸として森林・林業を早急に再生していくための指針としてこのプランをつくり出すということを述べております。

おめくりいただきますと、その2つ目にこのプランのまず理念を定めましょうということで、3つの理念を示しております。1つ目が森林の有する多面的機能の持続的発揮、2つ目が林業・木材産業の地域資源創造型産業への再生、3つ目が木材利用・エネルギー利用拡大による森林・林業の低炭素社会への貢献、こういうふうになってございます。

3ページでございますが、目指すべき姿といたしまして、10年後の木材自給率を50%以上に

します、こういうことを記述してございます。

具体的にⅢ番目が検討事項ということになってございまして、まず1つ目、林業経営・技術の高度化、その1つ目が路網・作業システムということになってございます。

検討事項の中にございますように、低コストで崩れにくい作業道などを主体とした路網整備を加速化する、それに向けて路網作業技術の確立をしていきたいと思います、そういうことをうたってございます。

それから、2つ目が日本型フォレスター制度の創設・技術者等育成体制の整備ということでございます。具体的には人材育成のための人材育成マスタープランをつくっていきます。そして、日本型フォレスター、あるいは森林施業プランナー、それから現場の技術者、こういったものの育成・活用を図っていきましょう。

4ページになりますが、先ほど路網整理が重要だということを書いていましたが、そういった作設のオペレーター、こういったものを育成していくということにしています。

それから、3つ目が森林組合改革・民間事業者サポートということになりますが、森林組合の役割の明確化、それから員外利用の厳格化と経営内容の透明性の確保を図っていきます。それとあわせて民間の事業者についても育成していきましょうということです。それから、提案型集約化施業、こういったものを推進していきます。

大きな2つ目といたしまして森林資源の活用でございます。これは主に川下の分野でございませけれども、国産材の加工・流通構造につきましては、検討事項といたしまして国産材への原料転換の促進、外材に負けない効率的な加工・流通体制の整備、それからこれまでどちらかといいますと国産材が弱かった部分に対する国産材の供給体制を確保する、そして研究・技術開発を推進していきましょう。

5ページでございます。川下の2つ目としまして木材利用の拡大でございます。地域材住宅の推進、そしてその木造技術の標準化をしていかなければいけないでしょう。もちろん設計する人の人材育成、それから公共建築物などへの木材利用の推進。これにつきましては、今国会に公共建築物への木材利用を促進するための法律、こういったものを提出すべき現在鋭意検討しているということでございます。それから、木質バイオマス利用の仕組みづくり、それからその体制整備、技術開発、こういったものが重要であると。木材利用に係る環境貢献度の「見える化」ということによって国産材の信頼性を高めていくことも重要であるということにしております。

それから、検討事項の大きな3つ目でございますが、制度面での改革、予算ということでご

ざいまして、森林情報の整備、森林計画制度の見直し、経営の集中化を図っていく。具体的には、まさに情報の的確な把握、そしてその情報の政策立案・評価への積極的な活用を図らなければいかならう。それから、森林計画によって適切な森林経営を誘導する、そういったことが重要だ。それから、適切な森林経営の義務づけをする。それと、そういった場合にその森林整備を実施する者に対するサポートのあり方をどうするのか、これを一体的に検討していく。

6ページでございます。それから、木材生産と生物多様性、こういったものの調和ということ配慮した森林計画制度にしていかなければいけないでしょう。それから、日本型フォレスターの活用のあり方を検討します。それから、経営の集中化の促進をします。境界の明確化、境界確定の推進を図ります。それから、同意取りつけの円滑化に向けたルールの検討をしなくてはいけない。それから、施業の進まない、どうしてもできない部分に対するセーフティネット、公的森林整備のあり方を検討していきます、こういうことにしています。

2つ目が伐採・更新のルール整備ということで、大規模な皆伐の抑止、それから伐採跡地への植林の確保、こういった仕組みをつくっていきましょう。木材利用の拡大に向けた制度等の検討の中では、公共建築物におけます木材利用の義務化、それから石炭火力発電所におきます混使用、こういったものについて関係省庁と連携しつつ頑張っていきます。

4つ目が国有林の技術力を生かしたセーフティネットということでございます。公益重視の管理経営のより一層の推進、そして民有林への指導、7ページでございますけれども、サポート、こういった森林・林業政策への貢献を行う。そして、その国有林の組織・事業のすべてを一般会計に移行することを検討しますということになります。

5つ目が、補助金・予算の見直しということで、補助金の見直し、メニューの簡素化、こういったことを進めます。それから、制度面での改革とあわせた予算の見直しをしていきましょう。それから、補助要件についても見直していきます。

大きなIVつ目としまして推進体制でございますが、このプランの着実な推進を図るために農林水産省内に農林水産大臣を本部長といたします森林・林業再生プラン推進本部を設置しようということで、これは既に1月22日に開催をしてございます。それから、具体的な検討を行うために検討委員会を立ち上げるということで、冒頭、長官からも申し上げましたように、5つの検討委員会が現在あるということでございます。

実施面における取り組みにつきましては、検討委員会の議論を踏まえて順次対策を実行します。それから、制度面の検討については、森林・林業基本計画の見直し、これは22年度末を目途にしておりますが、それに反映をさせると。それで、必要な法制度の見直しについても検討

しますということになっています。

最後のV番目が、主体別の果たす役割についてということを書き記述しています。

これが今回のプランの内容でございまして、さらに3枚めくっていただきまして、農林水産省森林・林業再生プラン推進本部のA4縦の図がございまして、先ほど申し上げました推進本部の体制はこのようになってございます。この推進本部のもとに実践的課題の検討を進めます検討委員会が4つ、路網作業システム、それから森林組合改革・林業事業体育成、人材育成、それから国産材の加工・流通・利用、それとはまた別に、制度的課題の検討をする、そういった検討委員会としまして、森林・林業基本政策検討委員会というものを設置しているところでございます。具体的なメンバーにつきましては、その後についてございますが、先ほど申しました1月21日の推進本部におきまして確認をされたメンバー構成を載せてございます。

一番最後のページが、先ほど今後のスケジュールのことを申し上げましたけれども、各検討委員会で鋭意検討して、6月を目途に一定の中間取りまとめを行う。そして、制度的な検討課題につきましては、22年度末の基本計画に向けてその内容を反映させていくようなスケジュールで進めていくと、こういうことにしていくということです。

簡単でございますが、以上でございます。

○櫻井会長 どうもありがとうございました。

先ほどの雇用の労働力の確保の促進に関する論議のときに、随分といろいろこれに関する、ここに今述べられた話に関するものも出てまいりました。それから、バイオマスに関連いたしまして、鮫島委員からは、バイオマスやエネルギーばかりじゃなくて木材総体を使うんだというところで考えてくださいよという話が出ました。それで、この今の話の中にコンクリートから木質の社会への転換という言葉が出てきましたけれども、これを見て思い出したのは、1990年くらいだと思うんですが、林業白書の中で「林業のルネッサンスに向けて」というテーマでもって白書ができたというのがあります。あのときに委員というか、例の森林総会から、おまえら来いというので、僕らが五、六人行ってきたんですけども、その議論のときにも、そのときやったのは、とにかく鉄とコンクリートででき上がったこの大きな都会あるいは住居中のコンクリートなり鉄をはがして木材にかえなきゃと結局はだめなんだよという話を随分やった覚えがあります。

そのころサンフランシスコに行きまして、3階、4階のビルが木造全部でできているのをつくっている最中を見て、アメリカでもすごいなと思いました。それから、今年の年末年始にニューヨークに観光旅行で行ったのですが、ニューヨークのドトールコーヒーに入りましたら、

ドトールコーヒーの店が木材無垢のたてつけがずっとつくってあった、そういった重々しいそういう店だったなということと、コネチカットに移ったのですが、その間の高速道路の遮音壁が、これも木材でずらっと丸太がトオツテある。それから、スーパーマーケットに入りますと、クリスマスの後でしたが、まきですね、これぐらいの。これはニューハンプシャーのどこから来たかなといういろいろ書いてあるハードボトルの1個10ドルぐらいだったかな。5ドルとか10ドルとかいう値段で置いてありました。そういうふうに文化として木材の利用がずっと出ているというのが欧米、米も多分、欧州はフィンランドしか私は知らないですが、やっぱりそういうのがありました。

日本は火を燃やすと多分窒息して死んでしまうようなマンション住まいになって、今まきも炭も使えない。そういったものもあるんですけど、それを踏まえた上で木材の社会をこれからつくっていこうという話を進めていく、そういう民族性の違いもあるんでしょうけれども、そういったものをベースにして今後この森林・林業再生プランを多分6月に一つ予算反映に器用な格好でまとめて、さらには現在の森林・林業基本計画を1年前倒しで、より林業の活性化に向けつくろうかという話になるんだと思うんですけど、今説明されたものにつきましていろいろなお意見をいただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○山根委員 櫻井会長の今のお話、全く感動するわけですが、そのようになりたいなと思います。

今までのお話の林業再生というような論だけでは、結局林業家をというか、林業に携わる人は皆公務員になるというような話でありますから、結局活用せん限りは生きてこないといひますか、木も生きないし人も生きないということになると思うんですが、この4ページ、5ページで森林資源の活用ということで、国産材の加工・流通構造とか、あるいは木材の利用拡大という手段がとらえられて非常に結構なことだと思うんですが、意外にここにおけるノウハウがこの林野庁を含め国も全体が非常に遅れておると私は思います。認識もですし、要はこの知恵が足らんと、恐らく我々も含めて。新しくだから本当に知恵を生んでこななければいけないんだということが今からの時代だろうと思うんですね。今まで積み上げられていないと思うんですよ。この加工・流通を初め活用という面でもですね。そういう面でやはり大胆な施策のもとに頑張ってやっていかなきゃなというところを感じます。

○櫻井会長 どうもありがとうございます。

横山委員、どうぞ。

○横山委員 1点だけお尋ねをしたいと思います。それは林政審との関係なんですけれども、このいろいろな検討会と林政審の関係はどうなのか。また、この推進本部のお考えと林政審のやりとりはどういうふうに位置づけたらいいのか、そこをちょっとお聞かせ願いたいです。

○櫻井会長 この委員会と林政審との関係についてご説明、事務局、お願いいたします。

○矢部計画課長 お答えします。

先ほどご説明させていただきましたペーパーの一番最後のところのスケジュールをちょっとご説明いたしますけれども、今回の推進本部のもとで具体的な課題、かなりターゲットを絞った議論をするというものになっていますが、それについては6月を目途に中間取りまとめをしていくということでございます。その中間取りまとめを受けた形で、今度は森林・林業基本計画、これの策定作業を進めていくということになります。そして、その森林・林業基本計画の策定作業につきましては、基本的にこの林政審議会の先生方のご意見をお聞きしながら取りまとめをしていこうということになりますので、森林・林業基本計画はもう少し林政全体の計画になりますが、そのうち今課題になっている部分のところについては、この推進本部のもとにつくられました検討委員会である程度詰めていって、それを基本計画のほうに反映させていく、そういう関係になると思います。

○横山委員 白書との関係はどうなんですか。この検討部会なり、あるいは推進本部で考えたものが白書に載る。白書については林政審がいろいろな形で、私はよくわかりませんが、過去に意見を言ってきたと思うんですが、その辺はいかがですか。

○櫻井会長 白書については、林政審のこれは特別部会と位置づけて、完全に報告事項に載っております。ですから、今の横山委員のご質問は、現在のこの再生プランに関する計画をつくっている研究部会というのが林政審の特別部会というものになるのかならないのかと、そういうふうな意見でございませうか。そういう位置づけではこれをつくったものではないですから、なっているわけではございませんけれども、それと基本計画との関係はどうなんでしょうか。

○矢部計画課長 林政審とまた別の形での推進本部のもとの検討委員会で、かつ各検討委員会では具体的な課題をターゲットを絞った議論をしています。ですから、林政審議会で基本計画の検討を進めると、そういう仮定になった場合には、エッセンスとして現在動いています推進本部のもとの検討委員会の取りまとめ事項というのを反映させていただければと、こういう関係になろうかと思えます。

○櫻井会長 つまり、この再生プランそのものが相当日本の林業政策に大きな影響を与える可

能性がありまして、それについては報告を逐次していただくということと、最終的に基本計画の相手のほうに向かっていくということになりますと、それについては、もちろんそれについてこのような案はいかがかというのをこの場で議論いただくということになるということでしょうか。特別に特別部会を設けて議論するということにはなっておらない。

○鮫島委員 今の横山委員のご意見、私もすごく的を射たことじゃないかなと思うんですね。やはり何か2つものが特別に入っていくと、最終的に何かすり合わせられないものが出てくるとまずいんじゃないかなということがあるので、これは審議会の委員の先生方に判断されて報告というか出して、ご意見をいただくような形で、何か修正をすり合わせていくような形というのはとれなんでしょうね。タイミング的に委員会の開催時期がずれたりすると、非常に何か順番が逆転するような、変な現象が起こるんじゃないかなというふうに、私もそれは懸念するんですけど。

○櫻井会長 今このところでちょっとでは説明していただきたいのは、森林・林業基本政策検討委員会というこの委員会の位置づけがどういうふうになっているのかということですね。それについてはいかがでしょうか。

○矢部計画課長 先ほどの資料の中にございしましたが、目次のところを見ていただければよろしいんですが、目次のところで結構でございます。検討事項というのがございまして、森林・林業基本政策検討委員会というは、検討事項の3番、制度面での改革、予算、そしてその内訳としましては、森林情報の整備、それから森林計画制度の見直し、経営の集中化、伐採・更新のルール整備、木材利用の拡大に向けた制度等の検討、セーフティネット、補助金・予算の見直し、この5項目についての制度面での検討をすると、こういうふうな位置づけにされています。ですから、これについて基本政策検討委員会という名前がちょっと大きかったのですが、この項目について深くご議論いただいて、一定の方向を出していただくということになります。

そういったものを受けて、今度は全体の、林政全般についての基本計画についての取りまとめを林政審議会のほうでお願いするという位置関係になろうかと思えます。

○櫻井会長 つまり、ここで決められたまとめが出たら、そのまとめをだれが受け取って、だれがどのように政策に反映させていくのかという、つまりだれからこれをつくれという命令が出てどうなったのかという根拠です。

○矢部計画課長 この推進本部の構成を先ほどご説明いただきましたが、検討委員会は農林水産省の森林・林業プラン推進本部のもとにつくってございますので、本部長の指示でつくられてまして、本部長の指示で内容の検討を進めている。当然その検討結果については本部長に報告

をされて施策の実行に反映させられる、こういう形になるかなと。

○櫻井会長 はい、わかりました。その後ろのほうの3分の1ぐらいのところ、表のところにあるように、農林水産大臣のもとで検討が生まれて、それを受けていろいろな今後の施策の原案をつくってもらおうと。実際にそれをやるときに、林政審というのは大事な諮問機関でありまして、そのところから大きな大きな変更を伴う場合にはこちらのほうにご諮問が出てくるといふようなことになりますので、例えば基本計画を変えるような変更が出るということになりますと、諮問として出てくるといふような流れになろうかと、そういう説明でございました。

よろしいでしょうか。

ほかによろしいですか。そういう位置づけがはっきりしたというところで、いろいろなご意見をお願いいたします。

はい、どうぞ。合原委員。

○合原委員 すみません、再生プランの中の5つの項目の検討内容というのは、パブコメが何かと、情報公開みたいなのは随時やるんですか。それとも終わった段階でまとめちゃう。

○櫻井会長 パブコメについてご意見ありがとうございます。

○矢部計画課長 答えいたします。

この検討委員会の検討内容につきましては、随時提出した資料はすべてホームページで公開しますし、理事会でも公開するというところでございますし、傍聴もお受けしてございます。それから、報道に関してもフルタイム報道をオーケーにしております。

○合原委員 公開ですね。

○櫻井会長 もう既に農林水産の林野庁のホームページには第1回会議の結果が載っております。

ほかにごございますでしょうか。今ならまだこういうのがあるのではないかという、これから議論が始まりますので。

どうぞ、合原委員。

○合原委員 ぜひともお願いしたいのは森林等の整備のところ、このところ私も民間が集約化とかをやっている場合に、とても森林情報制度とかなんとかいろいろな法律相談とか、いろいろなものは縦割りでいろいろなところに無駄に権利は持っていらっしゃるのですが、私どもが手に入れにくいというか、一般的に、だから非常に個人情報とかいう問題で難しいとは思いますが、そのくくりというものをきちっとチェック機能をして、やはり森林組合とか県以外の事業者が集約化に取り組む場合は、なるべくそういう情報管理のところであまり仕組みをつ

くっていただくと無駄がないんじゃないか。無駄というのは、例えばここはこれを持っています、ここはこれを持っていますと、写真でしょっちゅう撮っているのに、どうしてこんなにお金をかけていっぱい写真を撮っているのに、空中写真とかいろいろ、どうして手に入らないんだらうというその縦割りの国としての無駄遣いがあるんじゃないかとか、だから写真の場合とか森林写真の場合はリアルタイムで省庁連携して、国交省も持っていて、林野庁も持っていて、外部機関も持っていたりとか、その経費を考えるとコストパフォーマンスは全然低いと思うんで、やっぱり私どももうまく利用できて、それからきちっとしたその情報の仕組みとか、地図情報の仕組みというのをもうちょっと省庁連携してできないものか。それと使いやすさと、逆に私どものコストはコストとして、集約化というのは一つの事業ですから、それについてのやっぱりコストは払ってもいいんじゃないという、そういうコスト感覚なんかもきちっとした仕組みをつくっていただきたいなと思います。

○櫻井会長 それもうまくいけば具合がよろしいですから。計画課長、ありますか。

○矢部計画課長 それでは、今、森林情報をもうちょっとうまく使えるようにしてほしいという話でございます。全く私もそう思っています。今後、公でつくったような情報、特に税金でつくったようなものについては、できるだけ皆さんと共有化できるような方向で整備していきたいと思っています。

なお、空中写真につきましては、確かに国土交通省とか林野庁とか別で撮っているんですが、それはまさに山部分は林野庁で、平場部分が国土地理院で、決して同じところを両者が撮っているということではなくて、全国をきちっと分けています。5年に一遍きちんと撮れるように、そういうことをやっていますから、同じところを別々の人が税金をかけて撮るとか、そういうことはなく、きちんと連携してやっています。

○合原委員 オルソレする段階で曖昧になっちゃうのかな。

○矢部計画課長 そうですね。

○合原委員 そこがすごい既得権があるんですね。

○矢部計画課長 そうかもしれません。

○合原委員 ああ、なるほど、わかりました。

○櫻井会長 それはそういうしかるべきところに連絡すれば、1枚幾らで手に入ります。

○合原委員 いやいや、いろいろあるんですよ。随分苦労しましたので。

○櫻井会長 その辺のところは、例えば具体的にこれも個別でよろしいかとは思いますが、そういうものをやれというのを大枠でこの場で言うていただきまして、個別では具体的に実

際にここでこうやったらやっぱり出てこなかったとか、持っているのを隠したとかいうのを、それは調べていただいて、それではよろしくないのではないか、こういうふうにはできないのかというふうにまとめいただくと、対応のしようがあるのではないか。

というのは、調査のときに語ったことがあるんですね、幾つか。それをみんなの前に見せろと言われても、それを見せるための人を用意するとえらいお金がかかったりしてというのがありますので、どこまでをそれを要求したいのかということですね。

○合原委員 それを私どもも折衝はしているんですが、一般的にそういう状態であると、集約化とか民間事業体に取り組んでいくときに、とてもやりにくい状況であるということでご指摘ただけです。

○櫻井会長 どうもありがとうございました。

○島田委員 この検討委員の現場の中で横断的なのは難しいことでしょうけれども、各省庁の横断的な取り組みというのも必要じゃないかなと思うんですけれども、そういうのは協会のセキの交渉との問題もありますし、またこの木造住宅の拡大についてもやっぱりそういう絡みもありますね。その木材利用拡大の中に見える化というのがありましたけれども、その環境貢献度に対する見える化というのは具体的にどんな感じですか。この5ページの検討課題の中に見える化というのがありますけれども。

○島田林野庁長官 この木材利用の見える化という部分については、今、二酸化炭素の問題が非常に議論になっていますけれども、例えばこういう机だとかいろいろなものをつくるときに、これにかかった二酸化炭素のコストというのがどれだけかかっているのかとか、そういった面で環境コストというのをはっきり見えるようにして、消費者の皆さんたちにコストの選択をてもらえるような、そういう形の因子をはっきりとつかんでいきたいと思います。そういう意味では、その見える化という議論はいろいろなところで行われていまして、もう既に例えばいろいろな飲料メーカーなんかの部分についても、自分のところのアルミ缶をつくるのにどれだけのエネルギーがかかったかとかというのは、そういうその数値を印刷したりなんかしているところもありますので、そうした意味でその木材なんかの部分についても、やはり環境という面からそういった機能のところをはっきりできないかというような、そういう視点だというふうに理解していただければと思います。

○島田委員 わかりました。私、炭素を固定化したものを木造住宅にしてきた部分のものを指すのかなと思っていましたけれども、木造住宅をすとなぜかしら税金が高いんですね。それと、税務の関係もあるわけですね。こういうのもやっぱりこの環境貢献度の中に見える化

ということであれば、減税措置も必要じゃないかなと、そう拡大していくんじゃないかと思うのですけど。

○島田林野庁長官 先ほど山根委員、お帰りになりましたけど、山根委員からちょっとその加工・流通の話だとかあったのですけれども、今おっしゃっていたように、ここの部分です、非常に他省庁だとかにもいろいろかかる部分なんですよね。国土交通省さんだとか、例えば公共施設をつくるというと文部科学省さんですとか厚生労働省さんだとか、そういうところもいろいろかかるものですから、そういう意味では非常にいろいろなところと連携をさせていただきながら、今、条件整備というか、いろいろなことをやらせていただいています。

今回、公共施設の木造住宅の法案等を出させていただいてまして、そういう中でも国土交通省さんと共管の法律にしようというような形になっていますので、例えば課長や全部の皆さんたちのほうと、そういう木造に関する基準ですね、そういう部分のものの議論だとかも進めさせていただいていますので、いろいろな面からこれから、さっきも山根委員、今までとなかなか同じで進まなかったんじゃないのかというお話をされていたんだと思うんですけれども、みんなが今こういうことで木材を使うというところへ目を向け始めていただいていますので、ここのところが多分大きく変わる時代のある意味では転換期になるのかなと我々も思っていますので、こうしたところの議論をそういう部分の方向へ向けていけるように、林野庁のほうもしっかりと他省庁とも手を握りながらやっていきますので、またいろいろな面で気づいた点を教えていただければと思っています。

○島田委員 お願いします。

○櫻井会長 今の話に対しては、林野庁自身は前から木材の利用拡大という道が大事だと言ってきたけれども、なかなか大事だと、うんと言ってくれない勢力があると、そんなところがあって、今後も一層頑張っていただきたいということだと思っています。

惠委員。

○惠委員 全体の10年後の森林・林業の再生のプランというふうに考えると、今とにかく戦後の今の山をすっきりしてということだと思うんですが、そのプロセスで、例えばイメージ図のところがありますね。横のページが入っていないんですが、そのイメージ図の冒頭で、目標とする姿、その次のページの森林・林業再生プランの概要のところなんですけど、目標とするところは国内自給率50%というふうに数字で書かれているのは非常にわかりやすくいいと思うんですが、それが達成されたときの山の姿といいますか、そういうのも何かイメージができると、例えば生物多様性のことを一生懸命思っている人たちにも、木材利用をその流域で使おうと言

っている人たちも、いろいろな自然保護は木を切つてはいけないと思込んでいる人たちにも説明力が非常につくと思うんですね。

例えば、林業で今は全部人工的に植栽したところ、植林したところも、場合によっては広葉樹に切りかえておいて、生き物用に残すゾーンなどもあるとか、そういうことがさらにいわゆる施業の中でも具体化されるといいなど。それを考えて後ろの森林・林業基本政策検討委員会名簿とか、後ろのメンバーを拝見したときに、横断的に生物多様性側のチェックで何か一言言う人とか、その農林水産省林野庁の分野の人たちはいるんですが、国土交通省の側では何か一言言う人とか、そういう人たちはどこかにかかわれる体制になっているのでしょうか。それとも従来どおり林業関係者がメンバーで、林業関係者だけがついていくというという体制なのか、そのあたりがもしかしたらアドバイザー的に、横から横断的に生物の顔を見ながら動いていくということが入れるのかどうか、その辺を。

○櫻井会長 これに対しては、もちろん横広がり、各省連携も考え、国民の意見も聞くというふうな方針で進めるということをやっておりますので、それでいくと思うし、それから森林・林業再生プランについてはまだまだ走り始めたところなので、今後ともいろいろとこのところの情報が出てくると思います。今、実は気がついたらえらい時間が過ぎているなということで、まとめにかかっているのですが、それを皆さんに見ていただくとともに、もうホームページでこの部分は全部がダウンロードできますから、これで結構いいまとめになっている、まとめというか、これからの案としてまとめられていると思うんですけど、これをもとに、例えば恵先生なんかは大学なんかの講義のためにしていただくとか、そういうのをやっていたくということ、今言われたことももっと広い側からもそういうふうな状況のやつを出していただくというふうにしていくと、広げていくということは一応よろしいですね。今お話としてまとめてみました。

○島田林野庁長官 今のそれぞれの委員会のメンバーだとかというのはこのような形で決めさせていただいている。かなり個別の具体的な議論をこの委員会ではするような形にしているものですから、ちょっと変わった形で林野庁の職員も委員の中に入れていっているんですね。それは、今まで林野庁がやってきた施策だとか、そういう部分もそこで思い切って議論してもらおうと、批判してもらおう部分は批判してもらって、はっきりさせていこうじゃないかという、そういう話でそういう形にさせていただいています。

ですから、先ほどちょっと計画課長からも申し上げましたが、ここでいろいろ出て中間的な取りまとめがされたものは、次にどんな形で生かしていただけるのかあれですけども、基

本計画の議論をするときにも一つのベースになり、たたき台になっていくというようなことにもなっていくと思いますので、そうした段階でやはり幅広いまた林政審議会の委員の先生方のご意見もいただきながら、最終的には森林・林業基本計画のほうへ結びつけていくと、そのような形にしたいというふうに思っていますので。

いろいろな議論をするときに、我々、この委員会の中では必要な場合に応じて、例えばそういう生物多様性の観点からのいろいろな意見を言う方たちも、場合によってはまたほかの委員でご意見を伺うような、そういう場面だったかも、いろいろなやり方をまた考えていきたいというふうに思っています。

○櫻井会長 どうもありがとうございました。

ということで、大体時間が過ぎまして、この辺で終わりたいと思うんですが、最後にどうしても言いたいということがあれば、1人だけありますか。

また、これは引き続き続いていく話でございますので、いろいろな立場で意見を言っていたきたいと思いますし、この場だけではなくてもいろいろなところで、あったら言う、なければEメールで出すということで、開かれた林野庁に向かって口を開いていただきたいと思いたす。

よろしいですか。

それでは、どうもお忙しいところ長い時間ありがとうございました。

また、本日は時間も過ぎてしまいましたけれども、これから春でございますので、気をつけて新しい年を迎えていただきたいと思います。

ありがとうございました。

<閉 会>

